

# 法人税法における有価証券の時価評価

—その理論的根拠と拡大可能性—

高 木 美満子

〔 税 務 大 学 校 〕  
〔 研究科第 41 期研究員 〕

## 凡 例

本稿で使用している通達等の略称は、次のとおりである。

《法令等》	《略称》
法人税基本通達・・・・・・・・・・	法基通
財産評価基本通達・・・・・・・・・・	評通
金融商品に係る会計基準・・・・・・・・	金融商品会計基準
金融商品会計に関する実務指針・・・・・・・・	金融商品会計実務指針

(注) 本稿は、原則として、平成 18 年 4 月 1 日現在適用される法令等によっ  
ている。

## 要 約

### 1 研究の目的

近年、金融取引に関する技術の急速な発展や金融システム改革を要因として、企業経営における金融投資の重要性が高まっている。金融投資の拡大は企業会計にも変革を迫っており、平成 11 年には金融商品の時価評価を原則とする「金融商品に係る会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）が設定されている。こうした動向に伴い、税制面においては、金融商品会計基準の取扱いと法人税法との調整問題への対応を求められるとともに、デリバティブ等を利用した租税回避行為防止の観点からも、金融資産の価額を各期末において時価評価し、その時価評価損益を課税所得に反映させる措置が必要となる。

法人税法は、これらの問題に対し、平成 12 年の改正により、売買目的有価証券の期末時価評価制度（法税 61 の 3）や未決済デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入制度（法税 61 の 5）を中心とするいわゆる時価法を導入し、一応の解決を図っている。

しかしながら、従来、収益の認識基準について実現主義を採用し、保有資産の未実現利益の計上を原則として認めていない法人税の所得計算において、担税力等の観点から、一部分の資産に対して、例外的に時価法を採用することについて、従前の所得計算規定とどのように整合性を持たせるべきかという点につき、必ずしも十分な議論はされず、今後の法人税法における時価法の位置付けに関する明確な指針があるとはいえない。

他方、近年では、金融商品を全面的に時価評価しようという国際的な動きがみられる。このため、現在、保有目的別の評価を採用しているわが国の金融商品会計基準においても、今後、時価評価の適用範囲が拡大する可能性があり、この場合に、法人税法においてどのように対応すべきかという点に関しての検討が必要となる。その際、個々の資産への時価法の採用の適否は、租税回避行為の防止、企業会計との調整、実務上の実行可能性あるいは租税

歳入の安定的確保といった様々な政策的観点からの検討を踏まえ、決定されていくべきものではあるが、こうした政策判断とは別に、時価評価する資産と取得原価により評価する資産とを区分するメルクマールについて、所得計算全体の整合性という観点から検討することも、今後の法人税法の体系を考えていく上で意義が大きいと考えられる。

以上のような問題意識の下、本稿は、従来の法人税の所得計算の考え方と時価法との理論的整合性を検証し、その適用範囲について検討することを目的とする。検討に当たっては、現在、部分的に取り出して時価法が適用されている有価証券について、現行法における保有目的別の有価証券の評価規定の適否を検討するとともに、併せて、将来的な時価法の適用範囲の拡大可能性とその限界点について考察する。

## 2 研究の概要

### (1) 法人税法における資産の評価規定と実現主義

法人税の所得計算においては、従来から、実現主義・取得原価主義が採用され、未実現の評価損益の計上は、原則として、これを認めないという立場がとられている（法税 25①、33①）。ただし、例外的に、会社更生法に基づく評価換えにより資産の評価損益を計上した場合や、災害による著しい損傷等により資産の評価損を計上した場合などは、評価益または評価損を益金の額または損金の額に算入する措置が講じられている（法税 25②③、33②③）。これらの措置はいずれも、実現主義の範疇において、一定の事実が生じた場合の評価損益を実現損益と同等のものとして認めようとする趣旨のものであると考えられる。

これに対し、平成 12 年に導入された有価証券の期末評価規定は、何ら「実現」と認め得る事実が生じていないにもかかわらず、その評価損益を課税所得に反映させていくものであり、従来の法人税の所得計算の基本的考え方との理論的整合性の適否を検討する必要がある。

## (2) 純資産増加説と時価法

法人税法における時価法の論拠について、学説では、財政学上の純資産増加説に基づく所得概念により説明されている。純資産増加説に基づく所得概念によれば、保有資産の未実現キャピタルゲインも所得に含まれることから、課税所得の把握については、本来、全ての資産について時価法が妥当する。ただし、実際の法制度においては、評価の困難性等の実務上の問題があることから、次善の便宜的な方法として実現主義が採用され、どこまで時価法を採用するかは、立法政策の問題であるとされている。

上記見解は租税理論としては妥当であるが、実定法の規定との関係では問題が残る。すなわち、現行法の所得計算規定は、一定の期間に実現した損益を対象とした損益法的思考が支配的であるのに対し、時価法は財産法的思考が色濃い。したがって、実定法における時価法の具体的な適用範囲に関しては、単に政策論に委ねて片付けるのではなく、従前の所得計算規定との関係や法令構成上の基本的理念などを明確に整理する必要があると考えられる。

## (3) 企業会計における時価評価の論拠

現行法人税法における有価証券の期末評価規定は、金融商品会計基準との整合性を重視していると考えられることから、企業会計において、有価証券の時価評価について、いかなる議論が展開されているかを考察することにより、法人税法との異同点を探った。

会計学の学説においては、企業の投資活動を、事業投資と金融投資とに区分し、前者には原価法が、後者には時価法が適合するとした上で、同じ有価証券投資であっても、その投資の実質的な性質に応じて、事業投資と金融投資とに区分すべきことを示唆する見解が有力である。こうした学説は、法人税の所得計算において、時価法の適用範囲の妥当性を考察する上でも大いに参考になるものと考えられる。

## (4) 法人税法における有価証券への時価法適用の理論的根拠

損益法的な所得計算構造を基調とする法人税の所得計算においても、時

価法の適用範囲の論拠につき、上記(3)で考察した会計学の学説で示された視点を取り入れ、理論的には、法人の行う事業活動を事業投資活動と金融投資活動とに区分して説明することが可能である。法人の稼得する利得が課税適状となるためには、その「成立の確実性」とその「金額の客観性」の各要件を満たす必要があるが、製造・販売などの事業投資活動により稼得される利得と、デリバティブ取引などの金融投資活動により稼得される利得とでは、その発生形態が異なるため、課税適状となるタイミングが自ずと異なることになる。すなわち、事業投資活動により稼得される利得は、販売等の対外的取引を待ってはじめて、確実性・客観性の各要件を満たすことから、実現主義による認識が妥当する。一方、金融投資活動より稼得される利得は、譲渡等のような対外的実現を待たずとも、時間の経過等に応じて、確実性・客観性の各要件を満たすことから、発生主義(時価法)による認識が妥当する。そして、この二つの系統を併せ持った所得計算構造は、純資産増加説による所得概念になるべく忠実で、かつ、現実的な所得計算の仕組みとして成り立ち得るものである。

ところで、同じ有価証券であっても、その保有によって稼得される利得の性質は、企業ごとにその投資の目的により異なる。従来、すべからく実現主義が適用されていた有価証券から生ずる利得について、上記の考え方をあてはめれば、高度に発達した証券市場において、市場価格差の変動利益の獲得を企図して市場性ある有価証券に投資する場合(以下「投機目的」という。)の当該有価証券に係る市場価格の変動差額は、金融投資活動による利得に該当し、市場価格の変動の都度、実体的な利益として、確実性・客観性の各要件を満たしていると認められる。したがって、有価証券投資のうち「投機目的」の利得については、本来的に、発生主義(時価法)が妥当する。

### 3 結論

#### (1) 時価評価の拡大可能性

以上のとおり、法人税法における時価法適用の理論的根拠を検証した結果、有価証券の時価法の対象範囲については、「投機目的」のものを取り出すべきであると考えられる。このため、将来、時価会計の範囲が拡大し、その他有価証券の時価評価差額を全て当期の損益に計上することとされた際には、現行法上、売買目的外有価証券に区分されているその他有価証券のうち、短期間に頻繁に市場で売買されているような市場価格のある有価証券について、法人税法においても時価法の対象範囲に含めることを積極的に検討すべきであると考えられる。すなわち、現行法上、売買目的有価証券のうち専担者売買有価証券以外の有価証券は、売買目的有価証券であるかどうかの選択を法人の意思に委ねることとしているが、「投機目的」の有価証券を時価法の対象として取り出すべきとの立場からは、より客観的な条件（例えば、一定の期間に、一定の回数又は数量の取引を行うこと等）を付して、時価法の対象となる有価証券を区分すべきであると考えられる。

#### (2) 時価評価の限界点

一方、全面時価会計を提唱する立場からは、市場価格のない有価証券であっても、一定の信頼性におけるプライシングモデルにより算定された価額による時価評価の可能性が示唆されている。しかしながら、仮に、金融商品会計基準において、市場価格のない有価証券が時価評価の対象とされ、その評価差額を当期の損益に計上することになったとしても、当該評価差額は確実性・客観性を有している利益（又は損失）とはいえないから、時価法の対象範囲から除かれるべきであり、このような点において、時価評価の一つの限界点が存するものとする。したがって、市場価格のない有価証券については、法人税の所得計算において、取得原価により評価するという現行の取扱いを継続すべきである。

## 目 次

はじめに	520
1. 問題の所在	520
2. 本稿の構成	523
第1章 法人税法における資産の評価規定の概要	525
第1節 所得計算の通則	525
第2節 資産の評価益	527
1. 原則規定	527
2. 例外規定の趣旨	527
第3節 資産の評価損	529
1. 原則規定	529
2. 例外規定	530
(1) 通則	530
(2) 「特定の事実」の意義	531
(3) 「その時における価額」(時価)	533
第4節 有価証券の期末評価	534
1. 期末評価の通則	534
2. 立法の経緯	535
3. 問題点	539
第2章 金融商品会計基準における時価評価	541
第1節 金融商品会計基準における有価証券の評価規定	541
1. 有価証券の評価規定の沿革	541
(1) 企業会計原則	541
(2) 商法	541
2. 金融商品会計基準の設定	543
(1) 設定の背景	543
(2) 金融商品会計基準の概要	543



3. 意見書における有価証券の時価評価の論拠	544
(1) 売買目的有価証券	544
(2) 満期保有目的の債券	545
(3) 子会社株式及び関連会社株式	545
(4) その他有価証券	546
4. 小括	547
第2節 会計学における時価評価の論拠	548
1. 学説の概要	548
2. 金融投資と事業投資の差異に着目する説	550
(1) 会計目的と資産評価	550
(2) 時価評価の例外	551
(3) 小括	552
3. 企業資本の運動の違いに着目する説	553
(1) 資産3分類説	553
(2) 有価証券の特質	556
(3) 実現主義との関係	557
(4) 小括	559
第3節 全面時価会計の動向	559
1. 全面時価会計の台頭	559
2. JWGドラフト基準	560
3. 棚卸資産の評価基準に関する論点の整理	561
4. 小括	562
第3章 法人税法における時価法の論拠と問題点	564
第1節 純資産増加説と時価法	564
1. 純資産増加説	564
2. 実現主義の採用	565
3. 時価法の論拠—先行研究の概要	568
第2節 わが国法人税法と純資産増加説	569

1. 所得計算規定の沿革	569
(1) 明治32年～昭和39年	569
(2) 昭和40年全文改正後	571
2. 資産の評価損益規定の変遷	573
3. 財産法による所得計算と純資産増加説の関係	575
4. 問題点	576
第3節 有価証券への時価法適用の論拠	577
1. 問題の提起	577
2. 事業投資活動と金融投資活動	578
(1) 事業投資活動	578
(2) 金融投資活動	580
3. 有価証券の保有利得の本質	581
4. 実現主義と時価法（発生主義）の併存の根拠	583
5. 小括	584
第4節 時価法が適用され難い有価証券	585
1. 保有目的別の評価	585
2. 非上場株式等の時価の問題	586
3. 企業支配目的の株式	588
4. 小括	589
第4章 有価証券の時価評価課税のあり方	590
第1節 有価証券の区分	590
1. 区分の必要性	590
2. 「保有目的」による区分	591
3. 区分の方法	591
4. 売買目的有価証券の範囲	592
第2節 売買目的有価証券の評価	595
1. 市場価格のある有価証券	595
2. 市場価格のない有価証券	597

(1) 償還有価証券	597
(2) その他の有価証券	598
第3節 売買目的外有価証券	598
1. 売買目的外有価証券の区分	598
2. 企業支配目的の株式	599
3. その他有価証券	600
第4節 資産の評価損益規定との関係	601
1. 資産の評価益との関係	601
2. 資産の評価損との関係	601
3. 時価をめぐる問題点	602
おわりに	604

## はじめに

### 1. 問題の所在

近年、ファイナンス理論の発展及びコンピュータ技術の飛躍的な性能向上による金融取引に関する技術の急速な発展や、金融システム改革（いわゆる日本版金融ビッグバン）等を要因として、金融機関のみならず一般事業会社においても、金融投資による資本の有効利用が重視され、有価証券をはじめとする金融資産への投資の重要性が高まっている<sup>(1)</sup>。また、リスクヘッジ等の手段としてスワップ、オプション、先物などのデリバティブ（金融派生商品）取引が増加している<sup>(2)</sup>。

こうした金融投資の拡大は、企業会計にも変革を迫っている。すなわち、金融投資の成果が企業経営にとって比重を増してきたことにより、資本市場においては、株主の投資意思決定に有用な時価情報の開示がより強く要請されることとなった。こうした要請は、世界的にも会計基準の整備を推し進め、わが国においては、日本版会計ビッグバンといわれる一連の会計の変革の流れの中で、平成 11 年 1 月に「金融商品に係る会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）が設けられ、平成 12 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることとなった。金融商品会計基準においては、金融商品の時価評価を原則としつつ、有価証券については、保有目的別に区分した上で、売買目的有価証券に係る時価評価損益を当期の利益に計上することとしている。こうした企業会計の変革は、わが国法人税法が確定決算主義を採用している観点から問題となる。

- 
- (1) 浦崎直浩『公正価値会計』38 - 40 頁（森山書店、2002）によると、2001 年（平成 13 年）3 月決算の 1,807 社、全 33 業種の平均による貸借対照表において、総資産に占める金融資産比率は 56.2%、負債及び資本に占める金融負債比率は 45.9%となっている。
- (2) 日本銀行の「外国為替およびデリバティブに関する中央銀行サーベイ（2004 年 6 月末残高調査）」（<http://www.boj.or.jp/stat/bis/deri0406.htm>）によると、わが国の 2004 年（平成 16 年）6 月末の OTC デリバティブ取引残高は、想定元本ベースでは 17.7 兆ドル（前回（2001 年（平成 13 年）6 月末）比 +26.9%）にのぼる。

また、短期売買目的の有価証券やデリバティブなどの金融資産は、その組合せにより、どんなキャッシュフローを作ることも可能であるという特性を有することから、恣意的な利益操作にも利用されやすい<sup>(3)</sup>。したがって、税制面においては租税回避行為の防止の観点から、そのような金融資産の価額を各期末において時価評価し、その時価評価損益を課税所得に反映させるという措置が必要となる。

法人税法においては、こうした金融投資の拡大を背景とした租税回避行為の問題と、金融商品会計基準の取扱いとの調整問題に対し、平成12年の改正により、売買目的有価証券の期末時価評価制度（法税61の3）や未決済デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入制度（法税61の5）を中心とするいわゆる時価法<sup>(4)</sup>を導入し、一応の解決を図っている。

しかしながら、従来、収益の認識基準について実現主義を採用し、保有資産の未実現利益の計上を原則として認めていない法人税の所得計算において、一部分の資産に対して、例外的に時価法を採用することについて、従前の所得計算規定との関係を、どのように整理すべきかという点につき、必ずしも十分な議論はなされていない状況にある。

すなわち、平成12年改正後の法人税法においては、法人が事業年度末に有する有価証券について、売買目的有価証券と売買目的外有価証券とに区分した上で、前者については時価評価金額により、後者については取得原価により、それぞれ評価し（法税61の3①）、売買目的有価証券に係る時価評価損益は、当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとなった（法税

- 
- (3) 例えば、債券先物取引について、相反する同数量、同金額の売建て玉と買建て玉を設定し、先に損失を確定させるように一方の建て玉を手仕舞いし、その直後に再び同方向の建て玉を同数量設定するという方法により、損益の帰属時期の操作が行われる。こうした取引に係る損益の帰属時期が争われた国税不服審判所平成2年12月18日裁決（裁決事例集40巻104頁）がある（詳細は第1章第4節を参照）。
- (4) 本稿において、「時価法」とは、法人が期末に保有する資産につき時価により評価し、当該時価と期首帳簿価額との差額を当期の益金又は損金に算入する方法を意味するものとして使用している。

61の3②)。つまり、売買目的有価証券については、何ら実現と認めうる事実が生じていないにもかかわらず、事業年度末に保有しているという事実をもって、未実現の評価損益が課税所得に反映されることとなったのであるが、従来の法人税法の基本的考え方である実現主義との理論的整合性の点で問題がある。

また、現行法上、時価法の適用範囲は売買目的有価証券やデリバティブに限られているが、時価評価する資産と取得原価により評価する資産とを区分するメルクマールをどこに求めるかという問題がある。個々の資産につき時価法をどこまで採用するかは、租税回避行為の防止、企業会計との調整、執行上の便宜性あるいは租税歳入の安定的確保といった様々な政策的観点からの検討を踏まえ、決定されていくべきものではある。しかしながら、こうした政策判断とは別に、所得計算全体の整合性、つまり、一部分だけに時価法が採用され、原則的には、依然として実現主義に基づいて所得が算定されるという点についての理論的根拠を明らかにする作業が、今後の法人税法の体系を考えていく上で必要である。

翻って、最近の企業会計の動きをみると、主要各国の会計基準設定機関のジョイント・ワーキング・グループ（JWG）によって、金融商品の保有目的別による評価を廃止し、原則として、すべての金融商品を対象とする全面時価会計の導入も提言<sup>(5)</sup>されているところである。このため、保有目的別の評価を採用しているわが国の金融商品会計基準においても、今後、時価評価の適用範囲が拡大する可能性があり、この場合に、法人税法において、この時価主義への移行にどのように対応すべきかという点に関しての検討が必要である。こうした問題の解決に当たっても、法人税の所得計算の体系における時価法の位置付けを意識した検討を行うことにより、法人税法の規定の内容をより明瞭かつ簡素にする法令改正が可能になるものと考えられる。

---

(5) Joint Working Group of Standard-Setters (2000), “Draft Standard and Basis for Conclusions; Financial Instruments and Similar Items”. JWG (日本公認会計士協会訳『金融商品及び類似項目』日本公認会計士協会、2001)。

以上のような問題意識の下、本稿においては、有価証券の時価評価を中心に、法人税法における時価法の適用範囲とその限界点を探り、今後、企業会計において時価法の適用範囲が拡大した場合の対応について検討する。検討に当たっては、租税理論と会計理論の両面から有価証券の期末評価制度を検討することにより、法人税の所得計算の体系における時価法の理論的根拠を考察することとする。

## 2. 本稿の構成

本稿の構成は次のとおりである。

第1章 法人税法における資産の評価規定の概要

第2章 金融商品会計基準における時価評価

第3章 法人税法における時価法の論拠と問題点

第4章 有価証券の時価評価課税のあり方

第1章においては、主に有価証券に関する取扱いを中心に、法人税法における資産の評価に関する規定の全般を概観し、売買目的有価証券の期末時価評価規定が、実現主義の例外としてどのように位置づけられるかを考察する。

第2章においては、平成12年に法人税法に導入された時価法が金融商品会計基準との整合性を重視していると考えられることから、企業会計における有価証券の時価評価について、いかなる議論が展開されているかを考察し、法人税法との関係を考察する。

第3章においては、法人税法独自の観点から、有価証券の時価評価の論拠を考察する。まず、先行研究が純資産増加説により時価法の妥当性を論証していることを踏まえた上で、規範的な理論を実行可能性のある制度として採り入れるための理論、すなわち、現行規定において時価法を部分的に採用していることを支える理論が不足していることを指摘したい。次に、こうした問題点の解決の糸口として、事業投資活動と金融投資活動という企業の事業活動の性質の違いに着目した所得計算構造の枠組みを明らかにするとともに、有価証券の保有損益の本質を再度検討することにより、時価法の理論的根拠

を考察する。

これらの考察を踏まえた結論として、第4章において、現行法における保有目的別の有価証券の評価規定の適否を検討するとともに、併せて、将来的な時価法の適用範囲の拡大可能性とその限界点について考察する。

最後に、有価証券の期末時価評価に限らず、法人税の所得計算全般に関して、今後、財産法的な考え方の導入も再検討する必要がある、今後の検討課題として、「時価」の評価の問題が重要であることを付言したい。



# 第1章 法人税法における資産の評価規定の概要

## 第1節 所得計算の通則

法人税法第22条第1項は、「内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額とする。」と規定し、課税所得を益金の額と損金の額の差額概念としている。そして、所得の計算要素である益金の額及び損金の額を資本等取引以外の収益及び原価・費用・損失の額とする一般的な定めを置いた上で（法税22②③）、税法固有の要請に基づくものについては、「別段の定め」により調整を行う構造となっている。さらに、益金の額及び損金の額の基礎となる収益の額や費用の額等については、同条第4項において、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるもの」としている。

このため、収益や費用等をどの事業年度に計上すべきかは、原則として、公正妥当と認められる会計処理の基準に従ってその事実の発生を捉えるという発生主義<sup>(6)</sup>を基調にしながらも、収益については、企業会計と同様、より慎重に、それが実現した段階において認識するという実現主義が採られることになる。

すなわち、企業会計原則は、発生主義を採用しながらも、「ただし、未実現収益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない」（企業会計原則第二損益計算書原則一A）として、収益の計上につき実現主義を採用している。発生主義の本来の意味では、収益は当該期間の生産活動及び販売活動を通じて徐々に稼得され、一方それに対応する価値犠牲としての費用も各種の形態で同じ期間を通じて発生する<sup>(7)</sup>。しかし、販売する前の段階では収益を客観的に把握することはできないため、企業会計においては、財貨又は役務を販売した時

---

(6) ここでの「発生主義」とは、各会計期間における収益・費用の適正な割当ての基準として、当期で発生した収益・費用は、現金収支の有無にかかわらず当期の期間損益として認識するという考え方であって、現金主義ではないという意味における発生主義である。

(7) 植松守雄「収入金額(収益)の計上時期に関する諸問題」租税法研究8号71頁(1980)。

に収益を認識するという実現主義が採用されている<sup>(8)</sup>。

法人税の所得計算についても、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従い、財貨やサービスの販売等によってその発生した価値が明確かつ客観的になった時点で収益を認識するという実現主義が原則的基準として採用される。なお、実現主義における「実現」とは、会計的にその取引について仕訳記帳をなしうるような確実性と客観性を備えるに至った時点を指すものと解され<sup>(9)</sup>、その時点において企業の収益が課税適状に達したものとして計上されるのである。したがって、販売、譲渡等のほか、現物出資や贈与も実現の機会として捉えられている<sup>(10)</sup>。

そして、課税実務においては、棚卸資産の販売による収益の額は、当該棚卸資産の引渡しがあった日の属する事業年度の益金の額に算入するとし、収益計上の認識基準は対象物の「引渡し」にあるとしている（法基通 2-1-1）。

このように収益の認識基準について実現主義によるということは、一方で、保有資産の未実現利益の計上を認めないという考え方であるから、資産の評価については取得原価主義によることと表裏一体の関係にある。法人税法は、原則として、資産の評価益を益金不算入（法税 25①）、資産の評価損を損金不算入（法税 33①）としており、未実現の評価損益の計上は原則としてこれを認めないという立場をとっている。

ただし、例外的に、会社更生法に基づく評価換えにより評価損益を計上した場合や災害による著しい損傷等による評価損を計上した場合などは、評価益又は評価損を益金の額又は損金の額に算入する措置（法税 25②③、33②③）が講じられている。また、売買目的有価証券の期末時価評価損益や未決済デリバティブ取引に係る利益額又は損失額についても、益金の額又は損金の額に算入

---

(8) 中村忠・成松洋一『企業会計と法人税』159頁（税務経理協会、1992）。

(9) 大阪高裁平成3年12月19日判決（訟月38巻7号1325頁）は、「収益の実現とは、販売による財貨の移転等によって発生した価値が、客観的にみて確実となったと認められるような状態となり、かつ会計的に、当該取引について仕訳記帳がしうるような客観性と確実性を備えるに至ったことを指すものと解される」と判示している。

(10) 岡村忠生『法人税法講義』49頁（成文堂、2004）。

することとされている（法税 61 の 3、61 の 5）。

次節以下では、それぞれの規定の趣旨につき、実現主義との関係を中心に考察する。

## 第 2 節 資産の評価益

### 1. 原則規定

法人が、その有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を増額した場合には、原則として、その増額した部分の金額は益金の額に算入しないこととされている（法税 25 ①）。これは、企業会計の処理に準拠している。

すなわち、商法では、資産の評価益はいわば未実現の利益であることから、原則としてその計上を認めないという立場をとり、資産の期末評価につき取得原価主義を採用している（商 34）。また、企業会計原則でも、従来、外部取引により実現した利益でない評価益は計上しないとしている（企業会計原則第二 損益計算書原則一 A，同第三 貸借対照表原則五）。

法人税法でも、このような商法や企業会計の考え方に平仄を合わせて、資産の評価益は原則としてこれを益金の額に算入しないこととし、同時に、その評価益の計上が否認された資産については、その帳簿価額の増額がなかったものとみなしてその後の所得計算を行うこととしているのである<sup>(11)</sup>。

### 2. 例外規定の趣旨

このような原則規定に対し、次の①から③までに掲げる評価換えをしてその帳簿価額を増額した場合のその増額した部分の金額及び④に掲げる評定を行っているときの評価益の額は、益金の額に算入することとされている（法税 25 ②③、法税令 24、24 の 2）。

① 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定によ

---

(11) 渡辺淑夫『法人税法—その理論と実務〔平成 13 年度版〕』401 頁（中央経済社、2001）。

る更生計画認可の決定があったことによりこれらの法律の規定に従って行う評価換え。

- ② 内国法人がその組織の変更に伴って行う資産の評価換え。
- ③ 保険会社が保険業法第 112 条（株式の評価の特例）の規定に基づいて行う株式の評価換え。
- ④ 民事再生法の規定による再生計画認可の決定があったこと、商法の規定による整理計画の決定があったこと及びこれらに準ずる一定の事実が生じた場合において、内国法人がその有する資産の価額につき行う一定の評定。

これらの例外規定は、いずれも他法令によって保有資産の評価益の計上が認められている場合に、法人がこれを進んで計上したときに限って、税法上もこれを益金に算入しようとする趣旨のものとして解される。

すなわち、上記①の会社更生法等の規定に基づいて計上される評価益は、欠損金の範囲内で、これを計上することを認めようとするものであるが、このような法律に基づく評価益は、その時点から新たな出発（fresh start）をしようとするものであって、いわば実現したものとして取り扱う趣旨である<sup>(12)</sup>。

また、上記②の組織変更に伴って行う資産の評価換えに関しては、商法や有限会社法等の法令の規定に基づき、合名会社と合資会社相互間の組織変更（商 113、162、163）や、有限会社と株式会社相互間の組織変更（有 64、67）等が行われる場合においては、会社の法人格の同一性が維持されるが、他面、新たな会社の設立であるとも考えられる。こうした組織変更を契機として資産の評価換えを行い評価益を計上した場合には、いわば実現した利益と同列に解せられる<sup>(13)</sup>のである。

前記③の保険業法に基づく評価益に関してであるが、保険業法第 112 条は、行政による一定の監督のもと、保険会社の保有する市場価格のある株式につき評価益の計上を認めている。これは、現在と将来の保険契約者間の利益配

---

(12) 武田昌輔『立法趣旨 法人税法の解釈〔平成 10 年度版〕』92 頁（財経詳報社、1998）。

(13) 武田・前掲注（12）・93 頁。

分の適正性のためには、保有資産の価値変動損益を随時、期間損益に反映させる必要があるが、評価損益を実現させようとして保険会社が大量に株式を放出することになれば株式市場への悪影響も懸念されるため、いわば特則として、評価益計上を認める趣旨であると解されている。法人税法上もこのような保険業法の規定の趣旨を尊重して、保険会社が自ら評価益を計上した場合は、その評価益を実現したものとして、これを益金の額に算入することとしているのである<sup>(14)</sup>。

前記④の民事再生法等に基づく評価益に関する規定は、後述する法人税法第33条第3項の評価損計上の規定とともに、平成17年の法人税法の改正により期限切れ欠損金を優先控除する措置（法税59）と合わせて新たに法令化されたものである。その改正の趣旨は、企業再生の支援という点に重点が置かれたものであるが、実現主義との関係からみると、前記①に掲げた会社更生法等の特例と同様、その時点から新たな出発（fresh start）をしようとするものであって、いわばその評価益は、実現したものとして取り扱う趣旨と解することができる。

以上のとおり、これらの例外規定は、他法令において評価益の計上を認めていることや、資産の評価換えをして評価益を計上する場面が、会社更生や組織変更など、ゴーイングコンサーンである会社であって、ある一定のタイミングをもって評価益が実現したものと擬制することができる場面であることを考慮したものと考えられる。つまり、評価益の計上といっても、実現主義で説明し得る範囲と認められる。

### 第3節 資産の評価損

#### 1. 原則規定

法人税法は、法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額

---

(14) 武田昌輔編著『DHC コメントール法人税法』1373頁（第一法規、2004）。

した場合には、原則として、その減額した部分の金額は損金の額に算入しないこととしている（法税 33 ①）。

企業会計は、固定資産の評価減につき、保守主義の立場から、原則として、これを積極的に行うこととし、また、商法においても、予測せざる減損が生じたときは積極的に評価損を行うこととしている（商規 29）。

これに対し、税務上の所得計算においては、期間所得の平準化及び租税回避として行われ易い評価換えについては、一定の制限を設け、原則として、その評価損の金額は損金の額に算入しないこととしているのである<sup>(15)</sup>。

## 2. 例外規定

### (1) 通則

資産の評価損に関する例外規定として、法人の有する資産につき災害による著しい損傷等特定の事実が生じたことにより、当該資産の価額がその帳簿価額を下ることとなった場合において、その法人が当該資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前の当該資産の帳簿価額と期末の時価との差額に達するまでの金額は、損金の額に算入することとされている（法税 33 ②）。

この場合の「時価」とは、「当該資産が使用収益されるものとしてその時において譲渡される場合に通常付される価額による」（法基通 9-1-3）こととされている。すなわち、評価損を計上する場合の時価は、その評価損の基因となった事実が生じた後の状態において事業の用に供するものと仮定した場合の通常の譲渡価額をいうのであるから、いわゆるスクラップ等としての処分価額ではなく、また、いわゆる正味実現可能価額（譲渡可能価額から譲渡経費の見積額を控除した金額）や再調達原価を意味するものでもないと解されている。

---

(15) 武田・前掲注 (14)・2099 頁。

また、評価損の計上が認められる「特定の事実」として、法人税法施行令第68条に、棚卸資産、有価証券、固定資産及び繰延資産の資産ごとに、災害による著しい損傷、著しい陳腐化、一年以上の遊休状態等、上場有価証券等の価額の著しい低下、株式発行人の資産状態の著しい悪化による価額の低下、会社更生法等の規定による資産の評価換え等の事実が掲げられている。

なお、平成17年の法人税法の改正により、民事再生法等に基づく資産の評価損益を計上する措置と期限切れ欠損金を優先控除する措置とが一体的に手当てされ、資産売却によらずとも評価損の計上が認められることとなった（法税33③）。もっとも、資産の評価損という点に关していえば、民事再生法の規定に基づく評価損は、従来から、法人税法施行令第68条各号に掲げる「～に準ずる特別の事実」に該当するものとして、評価損の計上事由として認められていたところであり（法基通9-1-5(2)等）、評価損の面に限れば、実質的な改正ではないといえる。

## (2) 「特定の事実」の意義

法人税法施行令第68条に規定されている評価損の計上が認められる事実のうち、会社更生法等の規定による評価換えに伴う評価損を損金の額に算入することを認める趣旨は、前述の法人税法第25条に規定する資産の評価益の計上の制定趣旨と同様である。

一方、物理的損傷や陳腐化に伴う評価損を損金の額に算入する趣旨は、取得原価主義の下で、保有資産について生じた回復不能の減損を実現した損失として認めていこうとするものであると考えられている<sup>(16)</sup>。したがって、これらの規定の適用により簿価を切り下げられた資産につき、仮に、翌期以降、その価額が上昇した場合（通常は想定していないと考えられるが、）も簿価の修正は求められていないし、また、評価損の損金算入の事由はかなり限定的に解されており、その解釈のあり方をめぐって、実務上問

---

(16) 渡辺淑夫・山本守之『法人税法の読み方・考え方〔三訂版〕』260頁（税務経理協会、1993）。

題となる場面もある。

例えば、東京高裁平成8年10月23日判決（判時1612号141頁）は、バブル経済崩壊に伴い棚卸資産たる絵画の価額が著しく下落した場合の評価損の損金算入の可否が争われた事件に関し、「法人税法がその例外として法人が資産の評価換えをした年度における評価損の損金算入を認めているのは、資産評価の下落の原因が災害による損傷、資産の陳腐化など異常なものであって、それによる損失が現実化した事業年度に損金に算入しただけでは酷となり、かえって課税上不公平であるばかりか、損金算入を認めても課税技術上耐え得ると判断されるような場合についてであると考えられる」として、「いわゆるバブル経済の崩壊に伴って資産の価額が下落した場合であっても、法人税法施行令が評価損の損金算入を認めている資産の著しい陳腐化、又はこれに準ずる特別の事実には該当しないというべき」とであると判示し、法人税法施行令第68条第一号ロの「当該資産が著しく陳腐化したこと」という事実を限定的に解釈している。

また、増資直後の非上場株式の評価損の損金算入が争われた事件に関し、東京地裁平成元年9月25日判決（行集40巻9号1205頁）は、「法人税法は資産の評価損の損金算入を原則として認めていないから、その例外である資産の評価損の損金算入を認むべき特定事実についてはこれを限定的に解するのが自然である（下線筆者）……政令で定める特定事実は、災害による著しい損傷と同程度ないしはそれに準ずる程度に資産損失を生じさせるような事態であると考えるのが一般的には相当であり、しかも、右の事態については、災害により資産が毀損し、その程度が著しく、そのため異常な資産価値の減少が生じた状態と同程度ないしはそれに準ずる程度の事態であることからすると、それによる資産価値の減少は通常の予想を超えたものであって、その減少状態は、一時的又は回復の見込みがないとはいえない状態ではなく、固定的で回復の見込みのない状態ないしはそれに準ずるような状態であると解される……法人税法は評価益についても、会社更生法……による評価益の発生を除いては、評価益の益金算入を認めてい



ないので、一時的あるいは回復可能性がないとはいえ有価証券の価額の低下の場合に評価損の損金算入を認めると、その後仮に価額が回復したという場合に、これを税務会計上益金としてとらえることができず、容易に利益操作、租税回避を認めるのと同様の結果になることなどからすると、有価証券の価額が著しく低下した状態というのは、帳簿価額……で評価されている有価証券の資産価値が、その帳簿価額に比べ異常に減少しただけでは足りず、その減少が固定的で回復の見込みがない状態にあることを要するというべきである」と判示し、法人税法施行令第68条第二号口の「…その有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下したこと」という事実を限定的に解釈している。

このように、法人税法施行令第68条に掲げられている特定の事実の解釈は、判例においても、限定的な解釈がなされてきているといえる。

### (3) 「その時における価額」(時価)

前述のとおり、評価損の規定を適用する場合のその計算の基礎となる「時価」は、当該資産が使用収益されるものとしてその時において譲渡される場合に通常付される価額によることとされている(法基通 9-1-3)のであるが、この「時価」の具体的な算定に当たっても種々の問題が生じる。

特に、非上場株式の場合に、いかなる価額によるべきかは困難な問題である。この点につき、法人税基本通達では、上場有価証券等以外の株式につき評価損を計上する場合の時価は、売買実例のあるものは期末前6月間において売買の行われたもののうち適正と認められるものの価額とし、売買実例のないものについては、株式発行人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額がある場合は、その他の法人の株式価額に比準して推定した価額とし、さらに、これらがなく株式については、純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額によることとしている(法基通 9-1-13)。しかし、実際問題として、これだけで具体的な価額を算定することは困難な場合が多いことから、上場有価証券等以外の株式につき、財産評価基本通達を準用して算定した価額によってい

る場合は、課税上弊害がない限りこれを認めることとしている（法基通 9-1-14）。

ただし、企業支配株式等の価額については、企業支配株式等の取得が企業支配をするためにされたものと認められるときは、当該企業支配株式等の価額は、当該株式等の通常の価額に企業支配に係る対価の額を加算した金額とすることとされている（法基通 9-1-15）。これは、企業支配に係る対価の額については、その株式の保有を通じて企業支配の状態が存続している限りその価値に変化はないものと考えられるから、たとえその株式の発行法人の資産状態が著しく悪化したとしても、その企業支配権的対価の部分についてまで評価損を認めるのは適当ではない<sup>(17)</sup>という考え方によるものである。このように企業支配権ともいうべき価値を認める考え方は、判例においても支持されているところである<sup>(18)</sup>。

このような非上場株式等の時価の算定の困難性等を巡る問題は、今後、時価法を売買目的外有価証券にまで拡大すべきかどうかという議論において、重要な意味をもつ事項となると考えられる。この点については、第 3 章において、さらに詳しく述べることとする。

## 第 4 節 有価証券の期末評価

### 1. 期末評価の通則

法人が事業年度終了の時ににおいて有する有価証券については、売買目的有価証券と売買目的外有価証券とに区分した上、売買目的有価証券については時価評価金額により、売買目的外有価証券については所定の原価法により評価した金額により、それぞれ評価される（法税 61 の 3 ①）。

また、売買目的有価証券に係る評価益又は評価損は、評価損益の計上を原則として禁止している法人税法第 25 条第 1 項及び第 33 条第 1 項の規定の例

(17) 奥田芳彦編著『法人税基本通達逐条解説〔三訂版〕』633 頁（税務研究会、2004）。

(18) 仙台地判昭 51・9・13 税資 89 号 613 頁。

外として、当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされている（法税 61 の 3 ②）。

売買目的有価証券とは、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的（以下「短期売買目的」という。）で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的でその取得の取引を行ったもの及びその取得の日において短期売買目的で取得したものである旨を帳簿書類に記載したもの等の一定の要件に該当するものをいい（法税令 119 の 12）、典型的には金融機関の特定取引勘定に属する有価証券などがこれに該当するが、その範囲はかなり限定されている。

なお、売買目的有価証券とするか否かは法人の選択にゆだねられている部分があるため、有価証券の区分変更による利益操作を防ぐ趣旨から、例えば、売買目的有価証券から満期保有目的等有価証券へ区分変更する場合には、区分変更時の時価による譲渡があったものとみなして、譲渡利益額又は譲渡損失額を益金の額又は損金の額に算入することとされている（法税令 119 の 11）。

さらに、有価証券の空売り、信用取引、発行日取引又は有価証券の引受けを行った場合において、これらの取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないものがあるときは、その時においてこれらの取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額を、益金の額又は損金の額に算入することとされている（法税 61 の 4 ①）。

売買目的有価証券の時価評価金額は、取引所等における市場価格があるものは、原則として、当該取引所等における最終の売買の価格等によって評価され（法税令 119 の 13 一～三）、取引所等における市場価格のないものうち、償還有価証券は償却原価法により、その他の有価証券については当該事業年度末における帳簿価額により評価される（法税令 119 の 13 四）。これら売買目的有価証券の評価の問題については、第 4 章第 2 節で詳説する。

## 2. 立法の経緯

上に述べた有価証券の期末評価制度は、平成 12 年の法人税法の改正において、未決済デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損

金算入制度（法税 61 の 5）等の規定と一体として導入された。その導入の背景として、金融取引に関する様々な技術革新によりリスクヘッジ等の手段としてデリバティブの取引が増加するとともに、デリバティブ取引を利用した租税回避行為の問題が重要性を増してきたことが挙げられる。すなわち、デリバティブ取引は、現在価値が等価であれば、どんなキャッシュフローをすることも可能であり、例えば、決済のタイミングを任意に選択することによって、期間損益の操作を自由に行うことができる。平成 12 年改正前の法人税法は、デリバティブ取引をいわゆるオフバランス取引として取り扱い、原則として、未実現評価損益の計上を認めないでその決済が行われるまで損益を認識しないものとしていたため、これを利用した租税回避の問題が多数指摘されていた。

その具体的事例の一つとして、債券先物等取引におけるストラドル（両建て）取引に係る損益の帰属時期が国税不服審判所で争われた事件がある。平成 2 年 12 月 18 日裁決（裁決事例集 40 号 104 頁）<sup>(19)</sup>は、相互に損益を担保し合っている売建て玉と買建て玉については損益の認識も両者を総合して行

- 
- (19) この事件においては、審査請求人 X は、期末の直前において同数量、同金額の売建て玉と買建て玉とを一組として設定し、次いでこれらの建て玉のうち損失の発生している一方の建て玉（例えば売建て玉）を手仕舞いしてその損失を確定させるとともに、新たに同方向の建て玉（例えば売建て玉）を同数量設定することにより、常に売建て玉と買建て玉とを均衡させ、最終的には、これらの建て玉の差金決済日を翌事業年度初日とする反対売買によりその損益を確定させた。本件取引が行われた昭和 63 年当時、有価証券売買による収益の計上時期は、現物取引についてはその引渡しの日、また、信用取引等については、現物の受渡しを伴わない取引であることから、反対売買により決済を行った日の属する事業年度（差金決済日基準）にそれぞれ計上すべきものと取り扱われていた。審判所は、「このような建て玉については、売建て玉と買建て玉とが同時に手仕舞いされることにより初めて意味のある取引となるのであり、したがって、損益の認識も両者を総合して行うべきものであるから、損失の発生している一方の建て玉について手仕舞いをしただけでは取引が完結したとはいえず、利益の発生している建て玉についても手仕舞いをして初めて全体の損益が確定するものというべきである。」「したがって、本件においては、相互に損益を担保し合っている売建て玉と買建て玉とが共々手仕舞いされるべきとき、すなわち翌事業年度初日に損益が確定するものというべきであるから、一方の建て玉のみについて手仕舞いをしたことにより生じた損益（本件の場合は損失）は未決算勘定として翌事業年度に繰り越されるべきことになる」と裁決した。

うべきであるとして、債券先物等取引の両建て取引について課税の繰延べを認めなかったのであるが、その論理構成は、あくまで実現主義・取得原価主義の範疇における実質判断を行ったものであった。

また、このようなデリバティブ取引を利用した租税回避行為に対処するため、国税庁は、平成10年に長官通達「金融商品に関する法人税の取扱いについて（平成10年10月30日課法2-11（例規））を発遣し、先物取引、先渡取引に係る損益の帰属時期等を中心とした税務上のルールを明らかにしたが、その内容も、あくまで実現主義・取得原価主義の範疇での取扱いを明らかにしたものであった。

なお、デリバティブ取引に係る問題は、平成8年11月の税制調査会法人課税小委員会報告において、次のように指摘されている。

「近年、株式、債券、株価指数、金利、通貨などの先物、オプション、スワップ、先渡契約等のいわゆる金融派生商品（デリバティブ）取引が急速に拡大している。このような取引は、短期的な価格、即ち時価の変動に着目して行われている。（中略）

現在の会計処理は、現物有価証券については、取得原価主義が適用される。一方、デリバティブ取引については、貸借対照表に計上されず損益の認識時点も商品によって異なっていることから、取引実態と会計処理に大きな乖離が生じている。……デリバティブ取引は、金融機関等のトレーディング業務に限らず、一般の事業法人を含め幅広く行われている取引であり、また恣意的な利益操作にも利用され易いものでもあることから、デリバティブ取引の会計処理は、課税の側面からみても重要な検討課題であると言える。

デリバティブ取引を利用した税負担回避行為については、現行法の下でも、一部経済的実質に応じた課税上の処理が行われている。デリバティブ取引には多種多様な取引があるので、適正な課税を確保する観点から、取引の実態や企業会計審議会における会計処理の検討の動向等を見極め、随時法制上の整備を図っていくことが適当である。」

こうした状況の中、まず平成8年に銀行法等<sup>(20)</sup>が改正され、金融機関の行うトレーディング業務について時価主義会計が導入され、トレーディング勘定に属する債券等については時価で評価するとともに、デリバティブについても決算期末に評価損益を計上することとされた。この銀行法等の改正に対応して、平成9年の税制改正において法人課税についても整備が図られ<sup>(21)</sup>、特定取引勘定を設け、有価証券、棚卸資産及び金融派生商品（デリバティブ）等を時価により期末評価することとした銀行・証券会社・保険会社等については、法人税法においても、これらを時価により期末評価し、課税所得の計算を行うこととする制度が導入された（旧税特措67の9）。ただし、この制度においては、時価法の適用は、大蔵省の認可を受け特定取引勘定を設けた金融機関に限られ、かつ、当該特定勘定に属するものに限られていた。

このように、平成9年当時は、前述の法人課税小委員会報告にもあるように、法人税の取扱いとしては金融機関に限らず、一般の事業法人への適用を含めて検討すべきであるが、商法・企業会計原則が認めていない時価法を税法が一般的にこれを求めるのも行き過ぎであるとの意見もあり、一般の事業法人への時価法の適用に関しては、取引の実態や企業会計審議会における処理の動向等を見定めている状況下にあったといえる。

平成11年1月22日、企業会計審議会は、金融商品会計基準を制定して金融商品について時価評価を原則とした。これを受け、商法も、平成11年8月13日の改正によって、有価証券の評価について市場価格のある社債及び市場価格のある株式につき時価を付することができることを明らかにした<sup>(22)</sup>。

このような企業会計及び商法の動向にあわせ、平成12年改正により、法人税においても前述のような時価法が導入された。このような立法経緯からは、法人税法は、企業会計との整合性を重視しつつ、課税の繰延べを防止すると

---

(20) 銀行法17条の2、証券取引法56条の2、信用金庫法55条の3、農林中央金庫法23条、商工組合中央金庫法39条ノ2。

(21) 税制調査会平成8年12月「平成9年度の税制改正に関する答申」「三 法人課税 5」。

(22) ただし、商法では、時価法による評価益を配当可能利益から除くこととしている（商290、商規124）。

いう観点から、売買目的有価証券の期末時価評価規定を導入したことが伺われる<sup>(23)</sup>。

### 3. 問題点

こうした売買目的有価証券の期末時価評価規定は、先に概観した法人税法第33条等の規定との相違点として、評価益と評価損の双方を計上させる対称的な取扱いとなっている点、洗替法が適用される点<sup>(24)</sup>及び企業の益金経理・損金経理を要件としていない点が挙げられる。

特に、大きな問題としては、法人税法第33条第2項の規定の趣旨が、実現主義の下に一定の評価損を実現損失と同等のものとして認めようとするものであるのに対し、売買目的有価証券の期末時価評価損益については、何ら「実現」と認め得る事実が生じていないにもかかわらず、その評価損益を課税所得に反映させていくものであり、従来の法人税法の基本的考え方との理論的整合性が問題となる。

前述のとおり、平成12年の法人税法の改正では、租税回避行為の防止と企業会計との整合性が重視されたものであったと考えられるが、時価評価損益を益金の額又は損金の額に算入するということは、企業が有価証券を実際には売却しておらず何らキャッシュを受け取っていないにもかかわらず、その売却益に相当する評価益に対して租税負担を強制するものであることから（もちろん、その反対に売却損相当額に係る税負担が軽減される場合もあり得るが）、担税力といった観点も含め、その理論的根拠がもっと議論されても

---

(23) 国税庁「平成12年改正税法のすべて」168頁では、「内国法人が、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的（短期売買目的）で有価証券の売買を行っている場合には、有価証券の価格の変動によって生じた評価益又は評価損についても、有価証券の売買によって生じた譲渡益又は譲渡損と同様に、利益又は損失が発生したものと認識されていると考えられることから、売買目的有価証券（短期売買目的で取得した有価証券）については、時価法を適用してその評価益又は評価損を所得に反映させるのが実態に合った処理と考えられます。また、企業会計においても、売買目的有価証券…は、時価評価の対象とされています」と解説されている。

(24) 法人税法施行令119条の15。

よいのではないかとも考える。市場価格のある一時所有目的の有価証券の時価評価に関しては、主として、企業会計の議論において、市場性のある有価証券はいわば現金同等物であり、その含み損益はいつでも実現可能であることをその根拠として説明されることがある。しかし、会計制度の説明としてはともかく、強制的に税を徴収するという立場からは、いくら実現可能とはいえ実際には評価損益が実現していないのに、なぜ課税所得を構成するのかという点について今一度考察する必要があるのではないかと思われる。



## 第2章 金融商品会計基準における時価評価

### 第1節 金融商品会計基準における有価証券の評価規定

#### 1. 有価証券の評価規定の沿革

##### (1) 企業会計原則

昭和24年に公表された企業会計原則では、有価証券について、市場性ある有価証券であって一時的所有のものは、原則として、時価により評価することとし、ただし、市場の状況等を勘案し、適当な減価を考慮して評価することができることとされていた(旧貸借対照表原則五B)。なお、投資(投資有価証券)は、市場価格の変動にかかわらず、原則として、取得価額又は投資価値<sup>(25)</sup>によるものとされていた(旧貸借対照表原則五IF)。市場性ある有価証券は、換金性が高く、また、後述する商法の規定においても時価以下主義がとられていたため、時価評価が妥当とされていたのである。

しかし、この会計原則に対しては、市場性のある有価証券は換金性が高いとはいえ、これを現実に現金化するには売却等をする必要があり、時価評価益を計上することは当期利益に未実現利益を包含することになり不合理である等の批判もなされていた<sup>(26)</sup>。このため、後述する昭和37年の改正により商法が原則として取得原価主義を採用したことを受けて、昭和38年11月の企業会計原則の改正により、市場性ある有価証券で一時的所有目的のものについては、取得原価評価を原則としつつ、低価法の選択適用を認めることとされたのである。

##### (2) 商法

商法においては、昭和37年以前は、有価証券の評価につき、取引所の相

---

(25) 「投資価値」とは、額面以下で取得した投資公社債等の実価の増加を反映する価額又は子会社に対する投資株式の実価を反映する価額をいう(昭和38年修正前の企業会計原則注解18)。

(26) 武田昌輔『有価証券の会計と税務—商法・企業会計と税法の比較研究—』27頁以下(清文社、1986)。

場ある有価証券はその決算期前1月の平均価格を超える価額を付することはできないものとし、社債は決算期における価格を超えることができないこととされていた。また、固定資産たる性質を有する有価証券については、取得価額を超えてはならないという解釈が有力であったが、条文解釈上の疑問も残されていた。

そうして、昭和37年の商法改正により、資産の評価につき、従来の時価以下主義を改め、原則として、取得原価主義によることが明らかにされた。これは、企業会計原則の見解（期間損益計算をする見解）を取り入れたものであり、また、取得価額等による評価が確実性があるとされたことによるものである<sup>(27)</sup>。

昭和37年改正後の株式の評価については、原則として、取得価額によることとし、まず、取引所の相場のある株式の評価については、流動資産の評価規定が準用され、原則として、取得価額によるものとし、ただし、時価が取得価額より著しく低くなったときは、その時価が取得価額まで回復する見込みがある場合を除いて、時価を付さなければならないこととされた。また、同時に、低価法の選択適用が認められた。次に、取引所の相場のない株式の評価については、原則として、取得価額による点は同様であるが、発行会社の資産状態が著しく悪化したときは、相当の減額をした価額によることとされた。また、社債の評価については、取得価額と社債の金額が異なるときは、相当の増額又は減額をすることができることとされた。

時価評価を認めない理由として、当時の法務省民事局参事官による解説によれば、「社債、株式等が容易に換金できること、脱法が容易であること…等の理由だけでは評価益の計上を認める理由として十分ではないと考えられた。特に、株式の場合には、その価額は日々変動するから不確実な利

---

(27) 上田明信「商法の一部を改正する法律の解説」法曹時報14巻5号9-10頁(1962)。

益の計上になる、と考えられたからである」<sup>(28)</sup>とされている。

## 2. 金融商品会計基準の設定

### (1) 設定の背景

1990年(平成2年)代に入ると、企業による含み損益の操作等が社会的にも大きな問題となり、投資家等へのディスクロージャーを主たる目的として、国際的に時価主義を基調とした金融商品の会計基準の整備が進んだ<sup>(29)</sup>。わが国においては、まずはじめに、平成2年5月に企業会計審議会が「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書」を公表し、先物取引、上場オプション及び市場性ある有価証券の時価情報を脚注で開示することを求めた。さらに平成8年には、銀行法等が改正され、金融機関のトレーディング勘定に時価評価が適用されることになった。

こうした中、企業会計審議会は、平成11年1月に、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(以下「意見書」という。)および金融商品会計基準を公表し、原則として、2000年(平成12年)4月1日以後に開始する事業年度から適用されることとなった。また、同年に商法が改正され、商法でも時価評価を一般事業会社に適用することとした。

### (2) 金融商品会計基準の概要

金融商品会計基準は、有価証券をその保有目的別に、「売買目的有価証券」「満期保有目的の債券」「子会社株式及び関連会社株式」及びこれらのいずれにも属さない「その他有価証券」に区分し、「売買目的有価証券」及び「その他有価証券」については時価、「満期保有目的の債券」については償却原価、「子会社株式及び関連会社株式」については取得原価を、それぞれ原則的な評価基準として列挙した。その上で、時価評価の対象であっても、市場価格のない有価証券については、取得原価又は償却原価法に基づいて算

---

(28) 上田・前掲注(27)・21頁。

(29) 大塚宗春・川村義則「金融商品の評価」 齊藤静樹編著『会計基準の基礎概念』261頁以下(中央経済社、2002)等参照。

定された価額をもって貸借対照表価額とすることとしている。さらに、時価評価差額につき、「売買目的有価証券」に係るものは当期の損益に計上するが、「その他有価証券」に係るものは、原則として、資本の部に計上し、当期の損益には含めないこととしている。このように金融商品会計基準においては、同じ有価証券であっても、時価評価と原価評価が混在する方式となっている。

なお、法人税法及び金融商品会計基準における有価証券の時価評価の取扱いをまとめると、表 I のとおりである。

【表 I】

保有目的区分	会計上の取扱い		税務上の取扱い	
	評価基準	評価差額の処理	評価基準	評価差額の処理
① 売買目的有価証券	時 価	当期の損益に計上	時 価	当期の益金又は損金に計上
② 満期保有目的の債券	償却原価	なし	償却原価	なし
③ 子会社株式及び関連会社株式	取得原価	なし	取得原価	なし
④ その他有価証券 (上記①～③に該当しないもの。例えば、関連会社株式に当たらない持合い株式。)	時 価	〔全部資本直入法〕 合計額を資本の部に計上 〔部分資本直入法〕 評価差益：資本の部に計上 評価差損：当期の損失として処理	取得原価	なし (部分資本直入法を採用している場合には、評価差損を申告調整(別表四)で加算することになる。)

### 3. 意見書における有価証券の時価評価の論拠

#### (1) 売買目的有価証券

売買目的有価証券とは、時価の変動により利益を得ることを目的として

保有する有価証券をいう<sup>(30)</sup>。売買目的有価証券については、投資者にとっての有用な情報及び企業にとっての財務活動の成果は有価証券の期末時点での時価に求められると考えられることから、時価をもって貸借対照表価額とされる。また、売却することについて事業遂行上等の制約がないものと認められることから、評価差額は当期の損益として処理することとされている（意見書四2，金融商品会計基準第三 二1）。

ここでは、まず、貸借対照表における「時価情報の開示」という観点がまずもって重視され、売買目的有価証券について時価による評価が求められ、その上で、「売却することについて事業上の制約がない」という要件を満たしているから、時価評価による評価差額が当期の損益に算入されるという二段階の論理構成になっているのである。

## (2) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券とは、企業が満期まで保有することを目的としてると認められる社債その他の債券をいう。満期保有目的の債券は、取得原価又は償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとされている（金融商品会計基準第三 二2）。この点につき、意見書は、「(満期保有目的の債券については、) 時価が算定できるものであっても、満期まで保有することによる約定利息及び元本の受取りを目的としており、満期までの間の金利変動による価格変動リスクを認める必要がない」との考え方に基づくとしている（意見書四2）。

## (3) 子会社株式及び関連会社株式

子会社とは、議決権の過半数を実質的に所有している等、当該会社の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社をいい、関連会社とは、議決権の20%以上を実質的に所有する等、当該会社の財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社をいう（連結財務諸表原則第三 一、八）。

---

(30) 代表的なものは、金融機関がトレーディング目的やディーリング目的で保有する株式などである（大塚宗春『逐条解説 金融商品会計基準』70頁（中央経済社、1999））。

子会社株式及び関連会社株式については、取得原価により評価される（金融商品会計基準第三 二 3）。この点につき、意見書は、「子会社株式については、事業投資と同じく時価の変動を財務活動成果とは捉えない」「関連会社株式は、他企業への影響力の行使を目的として保有する株式であることから、子会社株式の場合と同じく事実上の事業投資と同様の会計処理を行うことが適当」との考え方に基づくと説明している（意見書四 3）。ここにいる事業投資とは、「資本設備等に対する投資であり、生産・販売等に対する投資であり、事業活動を通じて投資の成果を回収するような投資をいう」<sup>(31)</sup>とされている。しかしながら、同意見書の公表により金融商品に新たに時価法が導入されたという新たな状況の下における事業投資と取得原価による評価との関連性についての説明は十分にはなされていない。

#### (4) その他有価証券

その他有価証券とは、前記（1）から（3）までのいずれにも分類できない有価証券をいい、これらは時価評価を行うが、その評価差額は、原則として、当期の損益として処理することなく資本の部に計上することとされている<sup>(32)</sup>。

その他有価証券に区分されるのは、子会社株式や関連会社株式のように明確な性格を有する株式以外の有価証券であって、また、売買目的や満期保有目的といった保有目的が明確に認められない有価証券である。このような有価証券には、仕入元・売上先・融資先など業務上の取引関係から保有しているものもあれば、市場の動向を見つつ売却を想定する有価証券など、保有目的自体が多義的かつ変遷していくものまで含まれる。企業の有する有価証券の大半はこのように多義的な性格のものであろう。関連会社株式に非常に近い性格のものであれば、売買目的有価証券に非常に近い性

---

(31) 大塚・前掲注（30）・76頁。

(32) 例外として、評価損のみ損益計算書の損益に反映させ評価益は資本の部に計上する部分資本直入法も認められている。部分資本直入法が認められているのは、わが国会計基準の特徴であるが、これは従来有価証券の評価に低価法が認められてきており、企業会計における保守主義の考え方と実務慣行を尊重した結果であろう。

質のものもあり、本来であれば、その多様な保有目的・属性を識別し、細分化して評価すべきものかもしれないが、そのような客観的基準を設けることは困難であることからいわば中間的な性格を有するものとして一括して捉えることとされたと説明されている。いわゆる持合株式の大半がここに区分される。

その他有価証券のうち客観的な時価が測定できるものは、貸借対照表上時価評価するのであるが、その評価差額は前述のとおり当期の損益に計上されないこととされている。これは、「事業遂行上等の必要性から直ちに売買・換金を行うことが制約」されるものがあることを考慮した取扱いであり、国際的な動向からみても、その他有価証券に類するものの評価差額については、当期の損益として処理することなく、資本の部に直接計上する方法や包括利益を通じて資本の部に計上する方法が採用されているところである（意見書四 2）。ここでは、「事業遂行上の必要性から直ちに売買・換金を行うことへの制約」の有無が、当期の損益に計上するか否かの判断基準とされているように理解される。

#### 4. 小括

以上のとおり、有価証券については、保有目的別にその評価方法が異なり、さらに、時価評価差額の当期損益への計上の有無が異なるわけであるが、「保有目的」といういわば主観的な基準により評価方法が異なることの合理性、また、同じく時価評価したものであってもその評価差額の処理が異なることの根拠が問題となる。

これらの問題に関し、意見書は、まず金融資産の評価基準に関する基本的な考え方として、金融資産は一般的に「市場が存在すること等により客観的な価額として時価を把握でき」かつ「当該価額により換金・決済等を行うことが可能」であることから時価評価が適切であるとし、ただし、「実質的に価格変動リスクを認める必要がない場合」や「直ちに売買・換金を行うことに事業遂行上等の制約がある場合」には、保有目的に応じた処理方法を定める

ことが適切であるとしている。ここでは、「売却することに事業上の制約があるかないか」が当期の損益に計上するか否かの区分の基準とされている。

しかし、同じ時価評価が適用される資産であるにもかかわらず、その時価評価損益の性格が違うということが、果たして売却することに事業遂行上の制約があるか否かで合理的に論拠づけられるのであろうか、という点に疑問が残る。

## 第2節 会計学における時価評価の論拠

### 1. 学説の概要

前節においては、金融商品会計基準の検討を行ったが、会計基準は実務上の運用をも考慮して制定されたものであるから、必ずしも全体的に理論的な整合性がとられているとは限らない。したがって、時価評価の論拠付けという問題については、会計基準の背後にある規範的な会計理論についても考察する必要がある。

そこで、本節においては、企業会計において、そもそも有価証券の時価評価がどのように根拠づけられているのか、さらに外形上同じ有価証券であっても時価評価と原価評価が混在している点につき、特に利益計算との関連でどのように根拠づけられているのかといった問題に関し、学説上の論拠を見ておきたい。

金融商品全般の時価評価の問題に関しては、様々なレベル、観点から活発な議論が見受けられるが、それらの論説は大まかには次の3つに類型化される<sup>(33)</sup>。

#### ① 貨幣性資産・費用性資産の区分からアプローチするもの<sup>(34)</sup>

(33) 大塚宗春・川村義則「金融商品の評価」265頁（斉藤静樹編著『会計基準の基礎概念』、2002）、石川純治『時価会計の基本問題』192頁（中央経済社、2000）。

(34) 市場性ある有価証券は貨幣性資産であり、期待現金流入額である市場価格によって損益を認識することを主張するものとして、井上良二「有価証券評価益の会計処理について」会計144巻2号153頁以下（1993）。また、取得原価主義の会計思考は



この説では、従来からの会計の枠組における貨幣性資産・費用性資産という資産区分の観点から検討し、有価証券を貨幣性資産と位置づけ、貨幣性資産は回収可能額で評価されなければならないことから、一時所有の有価証券も長期所有の有価証券もともに時価評価されるべきであると主張される。

② 実現概念の再考からアプローチするもの（実現可能説）<sup>(35)</sup>

原価主義は実現主義と結合して投下資本の回収計算を示す枠組みであるが、実現主義の解釈の何らかの再考により、現行の原価主義会計の中で有価証券の時価評価を論拠づけようとする見解である。アメリカの会計基準設定機関である財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board, FASB）によって1984年12月に公表された財務会計概念ステイトメント第5号<sup>(36)</sup>等において示された「実現可能」概念により、収益の認識基準としての実現概念を拡張し<sup>(37)</sup>、容易に実現可能であれば、有価証券の時価変動時に損益を認識すべきであると主張される。

③ 実物と金融の何らかの区別によりアプローチするもの<sup>(38)</sup>

この説では、企業の行う生産・販売活動のような実物投資活動と金融投資活動とは、異なった会計手法、評価基準を必要とするような真の違いが

貨幣性資産には適用されないとの前提の下、有価証券は貨幣性資産であり一時的所有であろうと長期所有であろうとそのすべてが回収可能額で評価すべきことを主張するものとして、白鳥栄一「伝統的原価主義会計の矛盾」企業会計47巻1号31頁以下（1995）。なお、醍醐聡「有価証券評価益論争を考える」会計143巻5号660頁以下（1993）は、貨幣性資産か否かの観点から有価証券に適用する評価原則を論ずることを批判している。

- (35) 森川八州男「情報開示と原価主義会計の展開」企業会計47巻1号52頁以下（1995）。  
 (36) Financial Accounting Standards Board (1984), Statement of Financial Accounting Concepts No. 5, "Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprise" FASB. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念〔増補版〕』中央経済社、2002)  
 (37) 会計上の実現概念の変遷について、辻山栄子『所得概念と会計測定』135頁～150頁（森山書店、1991）参照。  
 (38) 齊藤静樹「金融資産の評価をどう考えるか」JICPA ジャーナル479号40頁（1995）、辻山栄子「金融商品の評価と時価主義」JICPA ジャーナル525号52頁（1999）ほか。

存在するという前提の下、実物投資活動には従来からの実現主義・原価主義が妥当するが、金融投資には時価評価が妥当すると主張される。

これらの論拠は、何らかの形で会計基準に影響を与えているものであるが、その中で特に注目したい説は、③に挙げた実物と金融の何らかの区別によるアプローチである。なぜなら、この③のアプローチを採る説は、全体の利益計算の枠組みとの整合性を論拠づけようとしていることから、法人税における課税所得を考える上でのヒントになると考えられるからである。

そこで、この③のアプローチを採る二人の論者の見解（金融投資と事業投資の差異に着目する齊藤教授の説及び企業資本の運動の違いに着目する笠井教授の説）を次に紹介することとしたい。なお、この学説を検討する目的は、あくまで法人税の所得計算との関わりを考察することにあるから、貸借対照表上の表示等といった会計固有の問題点については触れず、企業の利益計算の面に限定して考察することとする。

## 2. 金融投資と事業投資の差異に着目する説

### (1) 会計目的と資産評価

齊藤教授の説<sup>(39)</sup>は、企業会計の基本的な目的は、投資家が投資にあたって事前に期待した成果が実際にどこまで実現したかを「実現利益」によって事後的に測定することにあるとの認識から出発している。そして、投資の成果である「実現利益」を測定するためには、事業投資に属する資産・負債は原価（マイナス減価ないし減損）評価が、金融投資に属する資産・負債は時価評価が適合するのである。なぜなら、余裕資金を運用するだけの金融資産には、誰が持っても同じ価値しかなく、その資産の価値は結局のところ市場価格に等しくなるはずであり、一方、事業に使われている実物資産には各企業ごとに異なるのれん価値があり、市場の期待を平均した

---

(39) 齊藤・前掲注(38)、同「資産・負債の評価基準—金融商品を中心に」企業会計第51号1号170頁(1999)、同「利益概念と資産評価—時価会計の論理と実現基準」中野・山地編『21世紀の会計評価論』23頁(勁草書房、1998)。

時価では、その企業に固有の資産価値は測れない<sup>(40)</sup>からである。斉藤教授によれば、「市場平均を上回る成果を期待した事業用の実物資産は、誰がどう使うのかで異なるのれん価値をもっているが、株式のような金融資産はつねに時価に等しい価値しかなく、一般には誰がもつものれん価値は生じない。大きく分ければ企業はこうした2種類の資産に投資をする（むしろ自社の株を買うという意味ではない）」<sup>(41)</sup>のである。

したがって、事業資産には、各企業ごとに異なるのれん価値があるからその評価損益は実現するまでは、会計上の利益には含まれないが、一方、誰が持つても同じ価値しかない金融資産の時価評価損益は、会計上の実現利益に含まれるのである。

## (2) 時価評価の例外

次に、同じ有価証券でも保有目的別に異なる評価が適用される点については、別の論理の展開が必要となる。この点については、外形上は金融資産であっても、投資の性質が本来の金融投資といえないケースの場合には、例外的に、時価評価が妥当しないものがあるとされる。すなわち、その投資の性格等によって、自由に時価で換金できないという制約があるものについては、時価評価が適用されないのである。時価による換金の制約は、さらに、①市場サイドからの制約と②自社の事業上の制約の二つの面がある。市場サイドからの制約とは、非上場株式のように市場が存在しないものを想定していると考えられる。一方、自社の事業上の制約がある金融資産の代表は、子会社株式や関連会社の株式などである。子会社株式や関連会社の株式などの事業目的によって売買が制約されているものは、株式投資であっても、他社の事業投資を支配するのが目的であるときは、むしろ自社の事業投資と同じ基準で成果を図る必要があるとして、持分法<sup>(42)</sup>の適

---

(40) 斉藤・前掲注(38)・40頁。

(41) 斉藤・前掲注(38)・41頁。

(42) 「持分法」とは、投資会社が被投資会社の純資産及び損益のうち投資会社に帰属する部分の変動に応じて、その投資の額を連結決算日ごとに修正する方法をいう（連結財務諸表原則注解17）。つまり、持分法では、毎期の損益や配当による被投資会社

用が主張されるのである。

### (3) 小括

斉藤教授の主張の特徴は、①企業価値の評価（投資家が事前に期待する将来キャッシュフローの割引現在価値）と②企業価値への投資の事後的な成果を確認するための企業利益の測定、とを明確に区分している点にあると考えられる。投資家が企業の価値を評価する場面では、投資する企業の保有する事業資産については、投資家が自ら、その事業資産を使用する企業ごとに異なるであろう将来キャッシュフローを予測することになる。一方、投資する企業の保有する金融資産については、市場の評価、つまり時価をそのまま使えばよい。予測を行うのはあくまで投資家自身である。そのための情報提供として、会計は「実現利益」を測定し開示するのである。

したがって、企業会計の目的が、投資家が将来の成果を予測して企業価値を評価するのに役立つ情報を開示することにあるとの前提の下では、実現したキャッシュフローがいくらであったかという情報は有用であるが、実物資産の市場価値の変動は役立たないとされる。企業会計の利益は、「実現利益」である必要があり、金融投資の場合は、大半が、その時価評価損益がそのまま実現利益の枠内で純利益に含まれるのである。実現利益の概念を首尾一貫させれば、実物投資と金融投資とは違った評価基準が併存するのは当然なのである。

このように、斉藤教授は、実物投資に適用される取得原価評価も、金融投資に適用される時価評価も、いずれも「実現利益」を測定するものであるとの考えを根底においた理論を展開していると考えられる。なお、こうした斉藤教授の見解は、その後、会計基準の基礎をなす概念の整理として企業会計基準委員会基本概念ワーキンググループ（座長：斉藤静樹）が平成16年7月に公表した討議資料「財務会計の概念フレームワーク」にも受

---

の純資産の増減変動にリンクして、投資会社が保有する被投資会社株式の投資価値が変動するものとみなして、当該株式の簿価を修正していくことになる（醍醐聡『会計学講義〔第3版〕』199頁（東京大学出版会、2004））。

け継がれており、今後の会計基準の改正等にも大きく影響を与えていくものと思われる。

### 3. 企業資本の運動の違いに着目する説

#### (1) 資産3分類説

次に、企業資本の運動の違いに着目した資産3分類説により時価評価を根拠づける笠井教授の見解<sup>(43)</sup>を取り上げる。笠井教授は、有価証券の時価評価問題について、会計の全体系との係わりに関する理論的根拠が十分に議論されていないと指摘し、有価証券の時価評価につき専ら「測定可能性」という側面をその根拠として位置づける立場に対しては、「…言うまでもなく、測定可能性ということは、きわめて重要な原則ではある。しかし、そのことが、本当に有価証券の時価測定あるいは実現概念の改変の根拠になるのだろうか。」<sup>(44)</sup>と疑問を呈している。さらに、同教授は、有価証券についてのみ時価評価が議論され、例えば、商品については、依然として取得原価主義が採用されている点につき、取得原価と時価の併存に関する理論的根拠が欠けているとし、「単なる測定可能性だけが指標であるかぎり、換言すれば資産の性質がまったく無視されているかぎり、両者（筆者注：有価証券の時価額と商品の取得原価額）を加算し得る理論的根拠は存在し得ないであろう。」<sup>(45)</sup>として、資産3分類説に基づく自説を展開している。

資産3分類とは、企業の個別資本の運動の違いに着目し、従来の会計理論における貨幣性資産・費用性資産という2区分に「派遣分資産」を加えた資産分類（笠井教授はこれを待機分（貨幣）・充用分（商品・機械等）・派遣分（債権・投資）と名付けている）である。すなわち、従来の貨幣性資産・費用性資産という資産区分は、企業自身が行う事業活動への資金の

---

(43) 笠井昭二「有価証券・貸付金等の測定規約（1）（2）」三田商学研究 41 巻 1 号 35 頁、2 号 37 頁（1998）。

(44) 笠井・前掲注（43）「測定規約（1）」37 頁。

(45) 笠井・前掲注（43）「測定規約（1）」38 頁。

投下過程に着目し、投下過程にある資産（＝費用性資産）と回収過程にある資産（＝貨幣性資産）とに区分するものであった。しかし、企業の資本運動にはこの過程とは全く異なる活動、つまり余剰資金等を他の企業の行う事業に投資するといった活動（これを笠井教授は「資本の派遣（運動）」と称している）が存在する<sup>(46)</sup>。こうした資本の派遣運動の過程にある資産を、第3の資産カテゴリー「派遣分資産」と分類するのである。派遣分資産に分類されるのは、売掛金・貸付金・（満期まで保有する目的の）社債及び一時的所有目的の市場性ある有価証券などである。

さて、企業自身が行う事業活動は、提供された貨幣資本を企業が自ら使用することにより、一定の価値を産出するプロセスとして理解される。つまり、企業は、「財の購入・生産・販売を通じて、生産的要素の組合せによる新しい用途をもった財の創出、あるいは場所的移転による新しい効益の創出等の価値生産」<sup>(47)</sup>を行うのである。また、この価値の生産は、価値の減価（減価償却など）又は価値の移転（材料の商品生産への使用など）を伴うものである。その場合、いうまでもなく価値の減価（又は移転）が一方的に生じているのではない。その価値の減価（又は移転）を犠牲として、一定の価値が創出されるのである。したがって、このプロセスにより産み出される利益の計算には、犠牲と成果という二つの概念が不可欠であり、費用収益の対応ということが重視される。

このように、企業自身が行う事業活動における資本運動の特性として、  
①価値生産運動性、②価値減価運動性（価値移転運動性）、③犠牲・成果的

---

(46) 笠井教授によれば、貨幣性資産・費用性資産という資産分類は、企業が貨幣資本を自ら使用し一定の価値を算出するプロセスを表す〔G-W-G'〕という経済学上の資本循環シェーマを会計に導入して形成されたものであるが、国民経済の資本循環シェーマだけをそのままの形で企業会計に取り入れたことに問題があったと指摘する。国民経済ではなく「個別の企業」という視点に着目すれば、他企業にそうした価値生産をさせるべく一定期間資本を貸与する、という経済活動もまた必然的に生ずるからである。

(47) 笠井・前掲注(43)「測定規約(1)」52頁。

利益性（二面的概念性）の3つが特徴として挙げられる<sup>(48)</sup>。

これに対し、「資本の派遣運動」と称されるプロセスには、上記に掲げた①～③とは対照的な特徴がある。笠井教授によれば、「資本の派遣運動」は、企業が余裕資金をより有利に運用すべく、「生産・販売にかかわる有利な投資機会をもち、資本需要がある他企業に、その余裕資本を一定期間だけ貸与することによって、他企業が稼得した生産・販売にかかわる利益に参画し、時間的利得を得ようとする」<sup>(49)</sup>プロセスとして理解される。したがって、資本の派遣運動には、企業自身による価値生産というプロセスが存在しない。この点については、「資本の派遣という行為は、派遣した企業からすれば、こうした価値生産運動への資本の自己利用を断念し、資本のもつそうした力を相手企業に一時委ねたことを意味するものに他ならない。そうした価値生産運動を行うのは、派遣された企業の側なのである。このように、派遣分というのは、価値生産への資本の自己利用を断念し、その資本部分を、価値生産運動を行わせるべく、一定期間だけ、他企業に派遣したものにほかならない」<sup>(50)</sup>と説明されている。

さらに、資本の派遣運動には、価値減価運動や価値移転運動も存在しない。例えば、利子を獲得することを目的として他企業に貸付けを行った場合、企業自身は何ら新たな価値を生み出しているわけではなく、その時間的価値を利子として受け取るだけである。笠井教授は、これを「資金の往還運動」と称している。そこには、価値の減価運動や価値移転運動は存在しないのである。したがって、派遣分資産には、費用と収益という二面性が生ずることはなく、時間の経過に従って、一面的に利得が生ずるとされる。笠井教授は、このような資本の派遣運動の特性を、笠井教授は①価値参画運動性、②資本の往還運動性、③時間的利得（一面利得性）と特徴づけている。

---

(48) 笠井・前掲注(43)「測定規約(1)」53頁。

(49) 笠井・前掲注(43)「測定規約(1)」52頁。

(50) 笠井・前掲注(43)「測定規約(1)」53頁。

こうした資本の時間的利得という観念は、社債のアキュムレーション法の考え方により説明される。アキュムレーション法は、他社発行社債に関わる会計処理の方法であるが、笠井教授は、その考え方を割引債に限らず貸付金にも、そして有価証券にも適用する。派遣分資産に属する売掛金・貸付金・社債等の資産はいずれも「元本額および利息額を含めた、各時点での収入し得べき額」で統一的に測定される<sup>(51)</sup>ことになる。

## (2) 有価証券の特質

笠井教授によると、一時所有目的の市場性ある有価証券（以下「一時所有有価証券」という。）への投資は、広い意味で一時所有有価証券の発行企業に対して、資本を貸与したことになるので、一時所有有価証券は、派遣分資産に分類されることになる<sup>(52)</sup>。

そして、派遣分資産については、「時間的貸与に関する時間的利得」が生ずるのであるが、一時所有有価証券の場合、その時間的利得の発生形態という点において、貸付金等とは異なっているとしている。つまり、貸付金等は、予め利息という形で時間に比例する利得の收受を企図しているのであるが、一時所有有価証券の場合には、証券市場における価格差を享受しようと企図しているのであり<sup>(53)</sup>、特定期間保有することによって、その期間内の価格差が保有したことの報酬になる<sup>(54)</sup>。したがって、一時所有有価

(51) 笠井・前掲注(43)「測定規約(2)」44頁。

(52) 笠井・前掲注(43)「測定規約(2)」45頁は、「有価証券の取得は、広い意味での有価証券発行企業への資本の貸与に他ならない。つまり、その有価証券の発行にさいし当初その有価証券を購入した企業は、言うまでもなく、現実には資本を貸与したことになる。しかし、その企業から、その有価証券を譲り受けた企業にしても、その資本貸与の肩代わりをしたわけであるから、実質的には、有価証券発行企業に対して、資本貸与を行ったことになるのである」と説明している。

(53) 笠井・前掲注(43)「測定規約(2)」45頁。

(54) この点につき、次のように説明される(笠井・前掲注(43)「測定規約(2)」45頁)。「証券価格の上昇は、基本的には当該企業から資本貸与を受けた企業の生産・販売努力に起因しており、当該企業は、生産・販売への資本の自己利用を断念し、それを他企業に貸与したことに対する時間的報酬として、証券価格の上昇に伴う時間的利得を享受するのである。そのことの意味は、貸付金等が、生産・販売への資本の自己利用を断念し、それを他企業にそうした生産・販売をさせるべく一定期間その



証券は、各時点の時価によって測定されるべきであるとされるのである。

そして、このような一時所有有価証券に関する利得は一面的に生ずるのであり、犠牲と成果との二面性を持つことはない。

笠井教授のこの理論をつきつめれば、一時所有有価証券の売却損益も、その実質は「保有損益」となら変わらないとの結論に至る。つまり、「保有利得というのは、既に履行された資本の貸与、つまり一定の期間だけ有価証券を保有した、という事実に対する報酬に他ならない。そこでは、すでに『保有した』ということが重要であり、そのかぎりでは、現在保有しているか、(売却により)現在は保有していないか、ということとはさしたる問題ではない」<sup>(55)</sup>のである。

### (3) 実現主義との関係

ところで、笠井教授は、従来の会計における実現主義は、企業自身による価値生産活動固有の収益認識基準であり、派遣分資産には妥当しないものとしている。現行の会計は、一般に発生主義会計が規準とされ、ただし、収益認識の基準は実現主義によることとされているが、これは、金額が不確定な収益あるいはその成立が不確実な収益を除くための規準と考えられる。

つまり、「経済学的には、価値の増殖そのものは、生産過程において形成されると考えられている。しかし、資本主義経済における市場生産のもとでは、一般に、生産段階ではその価値額を知ることはできないし(収益額の不確実性)、また売れ残りの可能性もある(収益の成立の不確実性)。したがって、会計学的には、収益として認識するためには、収益額の確定性および収益成立の確実性という要件が充たされるまで待たなければならないが、それが得られるのは、通常は販売時点に他ならない。」<sup>(56)</sup>として、

---

資本を貸与し、その報酬として利息を受け取るのと全く同じである」。

(55) 笠井・前掲注(43)「測定規約(2)」57頁。

(56) 笠井昭次「有価証券の測定に関する諸概念の整理」三田商学研究40巻1号49頁(1997)。

従来の実現主義は、企業の価値生産活動にあつては収益の認識基準として発生主義会計における妥当な基準であると位置づける。このことは、言い換えれば、確実性、確定性の要件を満たすなら、既に発生している利得につき、発生主義に基づきこれを認識する必要があるということになる。

そうすると、「時間的貸与に関する時間的利得」が生ずる派遣分資産である有価証券については、保有している事実が継続する限りにおいて、時間の経過に伴い、既にその保有損益は、確実性、確定性の要件を満たしていることから、発生主義に基づいて計上しなければならず、そこに時価評価の根拠が求められるのである。なぜ、確実性、確定性の要件が満たされるのかについては、次のように説明される。

「まず、確実性であるが、資本を時間的に貸与するということは、別言すれば、貸付債権あるいは証券を保有するということに他ならない。したがって、その損益にしても、貸付債権あるいは証券を保有したということに対する報酬、つまり文字通りの保有損益に他ならないのである。派遣分にかかわる損益の本質が、こうした意味での保有損益であるとしたら、この損益には、その成立につき既に確実性が満たされていることになる。なぜなら、決算日に保有している場合にはもちろん、期中に売却した場合においてさえも、当期首あるいは当期購入時より当期売却時まで保有したわけであるから、保有したという事実は、現に存在しているからである。その保有したという事実（つまり資本を貸与したという事実）に基因する損益には、既に確実性が認められるのである。

次に確定性であるが、これは、一概には言えない。しかし、その利息額が一定の約定により定められた（満期まで保有する目的の）社債・貸付金・売掛金、あるいはその時点での時価額そのものは確定している市場性ある有価証券については、その金額は、確定性が充たされているといつてよいであろう」。(57)

---

(57) 笠井・前掲注(43)「測定規約(2)」51-52頁。

#### (4) 小括

このような資産区分の見直しによる説は、アプローチは多少異なるものの、企業の行う活動の性質による資産区分という点では、「2.」でとりあげた斉藤教授の説と共通した認識があるものと考えられる。

また、笠井説においては、広義の発生主義の下、実現基準と発生基準（時価法）とを統合するための理論展開がされているのであるが、この広義の発生主義は、税法における純資産増加説による所得概念が基本的には発生主義的な思考によっていることと共通性を有していると思われる。したがって、課税所得を現実的に如何なる計算方式で認識すべきか、つまり、時価法と原価法の混在している課税所得の計算において時価法の適用範囲の妥当性をどのように整理していくべきかという問題を考えるに当たって、笠井教授による統合の理論は非常に参考になるものと考ええる。

ただし、これまでに紹介した見解は、あくまで会計の規範理論として展開されていることから、例えば、有価証券の時価評価についても、市場性ある一時所有目的の有価証券に限った議論が展開されており、子会社株式等についてどのような見解がとられるのかは不明である。さらに、他の資産についてみれば、貸付金・売掛金等の金銭債権については、統合的な整合性のある理論が展開されているが、例えば、土地の保有損益をどのように捉えるかといった点については言及されていない。

したがって、法人の所得計算における時価法の適用範囲を検討するにあたっては、ここで示された見解を参考としつつも、有価証券の保有利得の性質につき、実態に即した区分により検討を進める必要があると思われる。

### 第3節 全面時価会計の動向

#### 1. 全面時価会計の台頭

第1節でみたとおり、金融商品会計基準においては、有価証券について保有目的別に異なる評価方法を適用されるのであるが、この保有目的別の評価

という取扱いは、米国会計基準及び国際会計基準においても同様の取扱いとなっている。しかし、近年、一部において、金融商品を全面的に時価評価しようという全面時価会計に向けた動きもみられる。本節においては、あるべき会計の姿として全面時価会計を提言する JWG ドラフト基準の概要及び企業会計審議会から公表された「棚卸資産の評価基準に関する論点の整理」の概要について概観する。

## 2. JWG ドラフト基準

主要先進国の会計基準設定機関のジョイント・ワーキング・グループ（以下「JWG」という。）は、2000年（平成12年）12月にJWGドラフト基準<sup>(58)</sup>を公表し、原則として、すべての金融商品を時価で評価し、その評価差額を発生した期の損益計算書に計上するという全面時価会計を提唱した。

JWGドラフト基準によれば、金融商品にとって最も目的適合性のある測定値は時価であるとされるが、その結論の前提には、未公開会社の所有者持分を除く全ての金融商品の時価評価は、十分な信頼性をもって行えるとの認識がある。ここでいう「時価」とは、市場の出口価格であり、市場で観察できない場合には、プライシングモデルを利用して見積もることを求めている。その信頼性に疑問を呈する批判的意見に対しては、「市場の価格決定方法を適切に反映する評価技法は大きく進歩している。金融商品に観察可能な市場価格がない場合であっても、その公正価値は、資本市場の価格決定原理と現在の市況に関する情報を織り込んだ技法を利用して見積もることができる。そうした技法は、市場の価格設定過程でもしばしば利用されている。現在では広く入手可能なソフトウェアにより、合理的なコストで多くの種類の計算が可能になっている。」（結論の根拠 パラ1.14）として、時価は十分信頼性

---

(58) Joint Working Group of Standard-Setters (2000), “Draft Standard and Basis for Conclusions; Financial Instruments and Similar Items”. JWG（日本公認会計士協会訳『金融商品及び類似項目』日本公認会計士協会、2001）。

をもって見積もることができるとしているのである。

また、JWG ドラフト基準は、特定の在外事業体に係る為替差損益を除き、金融商品を時価で測定した場合に生じる評価差額は、企業の利益増減であり、全て発生した期の損益に計上することを求めている。この利益認識の原則は、現行の保有目的別の評価に比して、経営者の自由裁量をできる限り会計数値に反映させないようにすることで、投資家にとっては適切な投資意思決定を導くことができるとの理由によるものである。

このように、全面時価会計の下では、有価証券もデリバティブも利用目的にかかわらず、たとえ満期保有目的有価証券でも、すべて時価評価され、評価損益が認識されることとなる。したがって、仮に、今後、全面時価会計が採用されれば、法人税法においても、会計上の時価評価損益をどのように扱うかという点につき、問題が生じてくる。

もっとも、JWG ドラフト基準に対しては、各国から反対意見が多数寄せられている。特に、ほぼ全ての金融商品を時価評価し、評価差額は発生した期の損益に計上する点については、実務的な観点から、時価による測定の信頼性、評価差額を発生した期の損益に反映することからのボラティリティの増大、実行可能性の問題等が指摘されている。

したがって、当面の間は、金融商品につき保有目的別に時価評価と原価評価とを併存させる会計手法が引き続き採用されるものと思われる。しかし、JWG ドラフト基準の示すとおり、時価測定の手法は急速に進歩しており、将来的に時価会計が拡大した場合に、法人税法としてどのような対応をとるべきかについて、様々な観点から検討を行う必要があると考える。

### 3. 棚卸資産の評価基準に関する論点の整理

企業会計基準委員会は、平成 17 年 10 月 29 日、「棚卸資産の評価基準に関する論点の整理」<sup>(59)</sup>を公表し、各界からのコメントを募集した。この論点整

---

(59) [http://www.asb.or.jp/summary\\_issue/lcm/lcm.html](http://www.asb.or.jp/summary_issue/lcm/lcm.html)。なお、この論点整理を踏ま

理は、近年整備されてきた他の会計基準（筆者注：金融商品会計基準、減損会計基準等）との整合性や国際的な会計基準との調和との観点から、棚卸資産の評価基準において、原価法と低価法の選択適用を見直し、低価法を唯一の評価基準とすべきかどうかについて検討しているものであるが、論点の一つとして金融投資と考えられる棚卸資産の時価評価（論点 8）が掲げられている。

現行の会計基準において、トレーディング目的の金地金等の現物商品は、金融資産ではなく棚卸資産として整理されているため、時価評価できないこととなっている。しかし、棚卸資産として取り扱われている現物商品の中には、流動性が高く時価を容易に算定できる市場の存在を前提に、当該市場での価格の変動に基づいて利益を獲得するために先物取引等と組み合わせられ、同一現物商品について反復的な購入と売却が行われているものがあり、これは、売買目的有価証券と同様に、金融投資としての側面が強い（検討事項 65）。こうした現物商品については、商法上の流動資産の評価に関する制約があることから、即、時価評価し、評価差額を当期の損益とする処理はできないものの、商法の動向も見守りつつ、引き続き検討することとされている。

#### 4. 小括

以上のとおり、今後の商法・企業会計の動向によっては、新たに時価法の適用範囲が拡大する可能性がある。法人税法に関しては、平成 12 年の改正により有価証券の期末評価規定が導入された後、時価法の適用範囲に関する具体的な議論はあまり見受けられないが、今後の商法・企業会計の動向を見据え、法人税の所得計算にどのようなスタンスで時価法による所得計算を採用するのかは今後の重要な課題なのである。

---

え、平成 18 年 4 月 14 日に企業会計基準公開草案第 12 号「棚卸資産の評価原則に関する会計基準（案）」が公表されており、当該基準案においては、トレーディング目的で保有する棚卸資産については、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）は、当期の損益とすることとされている。

法人税法における時価法の適用範囲を考察するための一助として、本章においては、企業会計における時価評価の根拠を考察したが、客観性と確実性をより強く求められる税法においては、JWG ドラフト基準等が前提としている「時価」の客観性確保の問題に関して、よりいっそうの注意を払う必要がある。現行法人税法においても、「時価」の算定にあたり一部見積り要素の含まれる評価を認容しているところではあるが、特に、租税負担を求める評価益を計上する場合にあっては、時価の算定の問題に対し、慎重な姿勢が必要である。

## 第3章 法人税法における時価法の論拠と問題点

### 第1節 純資産増加説と時価法

#### 1. 純資産増加説

純資産増加説とは、人の担税力を増加させる経済的利得はすべて所得を構成すると考え、一定期間内における純資産の純増加をもって所得とする考え方であり、歴史的には、19世紀ドイツ所得概念論争の最後の論者シャントツの示した所得概念にまで遡る<sup>(60)</sup>。シャントツは、「ある人が自分のそれまでの資産を縮小することなく、自由に処分できるようなかたちで、その人の手元に一定期間内に流れ込んでくるもの……、この概念が所得である。この概念がわれわれに示すのは、この人の支払い能力がどれほど追加されるか、ということである」<sup>(61)</sup>として、所得を「一定期間内の純資産の増加」と定義した<sup>(62)</sup>。この定義の下では、所得の概念は真に包括的であって<sup>(63)</sup>、人の担税力を増加させる経済的利得はすべて所得を構成することになり、反覆的・継続的利得のみでなく、一時的・偶発的・恩恵的利得もすべて所得に含まれる<sup>(64)</sup>。

この定義は、その後多くの経済学者に支持され、例えば、ヘイグは、所得を「二つの時点の間における人の経済的能力の純増の金銭価値」と定義した<sup>(65)</sup>。ヘイグは、所得を「欲求の満足」と見る経済学の基本的な考え方から出発し、その近似値として、欲求の満足それ自体ではなくそれを満足させる経済的能力をもって所得を定義した<sup>(66)</sup>。

(60) ゲオルグ・シャントツ（篠原章訳）「所得概念と所得税法（1）～（4）」成城大學経済研究104号23頁、105号127頁、106号95頁、107号121頁（1989）。

(61) シャントツ・前掲注（60）「所得概念（1）」46頁。

(62) シャントツ・前掲注（60）「所得概念（1）」46頁。

(63) 金子宏「租税法における所得概念の構成（一）」法学協会雑誌83巻9・10合併号1266頁（1966）。

(64) 金子宏『租税法〔第十版〕』184頁（弘文堂、2005）。

(65) 金子・前掲注（63）・1267頁。

(66) 金子・前掲注（63）・1267頁。



また、こうした包括的所得概念は、サイモンズによって次のように定式化されている。

「所得とは、①消費に行使された権利の市場価値と、②期首と期末の間における財産権 (property rights) の蓄積 (store) の価値の変化との合計である」<sup>(67)</sup>。

こうした包括的所得概念は、公平負担の要請に合致するという点から、一般的な支持を受けている<sup>(68)</sup>。

ところで、所得概念は、本来、自然人に関する概念ではあるが、法人税が法人の所得というものを課税物件と規定している以上、公平性の原則からは、法人の所得についても共通するものであると考えられる。そこで、法人の所得は、純資産増加説の下では、「一定期間内の純資産増加額」と定義することができる (法人の場合は消費を観念する必要がない)。この定義によれば、二時点間の純資産の純増加をもって所得と認識することから、本来、保有資産のキャピタルゲイン (又はロス) も所得 (又は損失) に含まれる。未実現のキャピタルゲインであっても、租税の負担能力を増加させる点は何ら変わりないからである。したがって、純資産増加説を最も忠実に反映させる所得算定方式としては、「全ての資産と負債を毎期末に完全に再評価すること」(つまり時価法によること) が最適であるということになる。

## 2. 実現主義の採用

前述のとおり、純資産増加説によれば、保有資産の未実現キャピタルゲインも所得に含まれることから、課税所得の把握については、全ての資産について時価法が妥当するともいえる。しかし、実際の法制度においては、客観的な時価を求めることの困難性、現金化していないための納税資金確保の問題などの理由により、完全な時価法は採用できないという問題がある。そこ

---

(67) Simons, H.C. (1938) "Personal Income Taxation", p50, University of Chicago Press.

(68) 金子・前掲注 (64)・184 頁。

で、このような問題に対処するために、実現主義が採用されることとなる。実現主義によれば、保有資産のキャピタルゲインは、その資産の保有を続ける限りにおいて、課税所得を構成しない。一方、これを譲渡、交換等した場合には、その時点において対外的に収益の実現があったものとして、譲渡収益を課税所得とすることになる。実現主義は、企業会計における利益計算とも結びつき、広く一般的に採用されることとなった。

ただし、「実現」は、所得の定義上の構成要件とされているわけではない。この点については、アメリカの初期租税判例のマッコンバー事件に対する判決が有名である。この事件では、株式配当が株主の課税所得を構成するかどうか争われた。アメリカの最高裁判所は、その株式配当の所得性を否定したが、その根底には「実現」が所得の構成要件であるという思想があったものと考えられている<sup>(69)</sup>。しかし、その後、1940年代以降の判決は「実現」を所得の構成要件ではなく技術的な課税時期の問題ととらえるようになり、現在では「実現」は所得の定義上の構成要件ではなく、課税技術上のタイミングの問題であるというのが一般的な理解となっている<sup>(70)</sup>。

---

(69) これにはセリグマンの唱えた所得概念の影響が強いといわれている。

(70) アメリカ租税法の標準的テキストによれば、「実現」とは、譲渡、交換などの外部との取引の機会を捉え、資産の保有期間中の価値増減を認識できるものといった意味合いで使用されており、かつ、「実現」と「認識」が明確に使い分けられている。

例えば、William A. Klein, Joseph Bankman (1994) “Federal income taxation [Tenth Edition]” Boston: Little, Brown, p56 では、次のように説明されている。

「実現 (realization) と認識 (recognition) は、租税法の条文上、重要な用語である。利得 (gain) と損失 (loss) は、これらを課税適状にするような、状況に何かしらの変化があったときに実現するといわれている。利得と損失は、測定できるような状態になったときに認識されるともいわれている。したがって、実現がある場合は認識されることもあり、あるいは認識されないこともある、しかし、認識がされる場合はすでに実現されていなければならない。

例えば、納税者 T が住宅を購入し、その後、その住宅の価値が増加したが、T はこれを売却しないという例を考えてみよう。この場合、利得は生じているが、その利得は実現していない。次に T は、利得を得ることを目的にこの住宅を売却したとする。この場合は利得が実現する。通常、この利得は認識され課税対象とされる。しかし、もし T が 2 年以内に別の住宅に投資するなら、認識しないとする特別の規定がある。したがって、利得は実現しているけれども、もしその収益が 2 年以内に別

純資産増加説の代表的論者であるサイモンズも、「厳密に言えば、所得の計算のためには全ての資産と負債を毎期末に完全に再評価する必要がある。問題としては、実務上、必要な価値の見積りがいかにすれば得られるかということである。ここに、実現基準が実務上の便宜として導入された理由がある。しかし、ここでの問題は行政上のものであり、定義上のものではない。」<sup>(71)</sup>と述べ、租税理論としての純資産増加説による所得概念と、実定法における実現基準を採用した課税所得の計算とを明確に区別して考えているのである。

以上のとおり、租税理論における所得概念という点からは、「実現」は、その要素ではないというのが一般的な支持を受けている。そして、現在、実現主義といえ、企業会計の世界において成立し妥当性を認められてきた収益の年度帰属に関する基準を意味する概念として用いられることの方が多い<sup>(72)</sup>。

いずれにしても、純資産増加説に忠実な所得計算方式を考えると、すべての資産、負債に時価法を適用すべきこととなるが、所得概念論は、実際の法制度において実現主義を採用することまでを否定するのではなく、実際、わが国をはじめ各国の法制度において、実現主義は当然のごとく採用されているのである。

---

の住居に再投資されるなら、その利得は新しい住居が売却されるまで（そして、その収益がさらに2年以内に再投資されないことが条件となる）、認識されない。もう一つ別の例をあげる。TはABC社の普通株式（つまり株主の持分）を1,000ドルで購入し、その後ABC社の株価（それは新聞紙上に公表される公正取引価額とする）が2,500ドルに上昇したケースを考えてみよう。この場合、1,500ドルの利得は実現していない。次にABC社がXYZ社に吸収され、TはABC社株式と交換にXYZ社株式を受け取ったとしよう。そして、Tが受け取ったXYZ社株式の価値は2,500ドルであったとしよう。ABC社株式とXYZ社株式との交換の結果、Tは1,500ドルの利得を実現することになる。両社が（XYZ社株式が売却されるまで）認識を繰延べることとする特別の法令の規定を適用しない限りは、Tのこの利得は認識されなければならない。

(71) See *supra* note (67) p.100

(72) 金子宏「所得の年度帰属—権利確定主義は破綻したか」日税研論集22巻（1993）  
〔金子『所得概念の研究（所得課税の基礎理論 上巻）』所収、296頁（有斐閣、1995）〕。

### 3. 時価法の論拠—先行研究の概要

時価法に関する租税理論の先行研究においては、上記に述べた純資産増加説と時価法との関連を説いた上で、デリバティブ等を用いた租税回避行為に対応するため、課税所得算定に関して時価法を採用することは、租税理論上も当然の措置であるとしている。

例えば、中里教授は、純資産増加説に基づく所得概念は、時価法（すなわち発生主義）を当然の前提としているのであるが、「実際には、様々な資産について時価を求めることは執行上困難であるためと、納税資金を考えると含み益に対する課税が困難な場合もあるところから、現実の制度においては、（理論的には、時価主義からの後退であるところの）実現主義が採用されてきた、すなわち、実現主義は、本来採用すべき時価主義が執行上困難なところから採用されている次善の便宜的な方法にすぎないのである」<sup>(73)</sup>と述べている。

また、金子教授は、人の担税力を増加させる利得であっても、所有資産の価値の増加益のような未実現の利得は、実定法上は課税の対象から除外されているが、「これは、それらが本質的に所得でないからではなく、それらを捕捉し評価することが困難であるからであって、それらを課税の対象とすることはどうかは立法政策の問題である」と述べている<sup>(74)</sup>。

ここにいう「立法政策」が具体的に何を指すのかは明らかでないが、おそらく、客観的な時価の入手可能性や納税資金の確保、毎期末に時価評価を行うことの事務の煩雑性、企業会計との整合性という執行上の問題点と、一方で租税回避行為による損失との比較衡量、さらには、ロックイン（市場凍結）効果など市場への影響等を総合勘案し、個々の資産ごとに時価法導入の適否について判断していくという意味であろうと思われる。また、現行法において売買目的有価証券等に対してのみ時価法が適用されるのも、明確な理論に裏付けされたものというよりも、上記のような項目の検討を踏まえた上での

(73) 中里実「所得課税における時価主義」税研15巻4号40頁（2000）。

(74) 金子・前掲注（64）・185頁。

妥協点であると考えられる。

以上のとおり、租税理論としての純資産増加説は、本来的に時価法による所得計算と親和性の高いものであるから、時価法の適用範囲に関しては、客観的な時価が容易に入手可能か、租税回避行為による損失の程度との比較衡量、歳入の安定性や市場への影響等などの総合的な政策判断により決すればよいこととなる。

さて、こうした見解は、規範的な租税理論としては妥当な結論であると思われるが、実定法の規定との関係で疑問が生じないわけではない。現行法人税法の所得計算規定は、一定の期間に実現した損益を対象とした損益法的思考が支配的であり、純資産増加説に基づく所得概念と法人税法上、実際に課税標準とされる課税所得との間には、かなりの隔たりがあるように思われる。このため、損益法的思考に基づく現行法の所得計算規定の中に、財産法的思考が色濃い時価法による所得計算規定を導入するに当たり、双方の関係、時価法適用の範囲、法令構成上の基本的理念などが明確にならないと、実定法上の課税所得の内容はあいまいなものとなり、ひいては、租税政策上あるいは解釈・適用上、混乱を招く恐れがある。

## 第2節 わが国法人税法と純資産増加説

### 1. 所得計算規定の沿革

#### (1) 明治32年～昭和39年

明治32年の法人税創設当時の法人税の課税標準の計算の基本となる規定は、次のように定められていた。この規定は、昭和40年の全文改正前まで続いた。

「一 第一種ノ所得（筆者注：法人の所得）ハ各事業年度総益金ヨリ同年度総損金、前年度繰越金及保険責任準備金ヲ控除シタルモノニ抛ル」（所得税法（明治32年法17号）4①一）。

ここにいう「総益金」「総損金」が何を指すのかについては、条文上は明

らからでなく、この条文の解釈についても、種々の変遷があったとされる<sup>(75)</sup>。

最も初期の段階においては、課税方式が賦課課税方式であって、法人は各事業年度ごとに損益計算書を提出し、政府は損益計算書を調査してその所得を決定していたが、上述のとおり所得計算に関する規定は極めて簡単であって、実際には所得計算の原則等もほとんど法人の損益計算に依存していたとみられている。そのような所得計算方式の下、所得の概念がいかにつまみえられていたかは明確でないが、基本的に損益計算書上の利益を所得と考えていたと推測される。

しかし、大正期以降の行政裁判所の判例は、次第に商法依存主義に傾き、債権者保護を重視する財産法的貸借対照表を中心に課税所得をつまみえる傾向が強くなり、大正11年5月15日の行政裁判所の判決が「資本の払込以外ニ於テ会社財産ヲ増加セシムルモノハ総テ所得税法第四条ニ所謂総益金ヲ構成スルモノト解スルヲ相当トス」<sup>(76)</sup>と判示した。その後の行政裁判所も、資産の評価益、減資差益等が所得の範囲に入る旨を繰り返して判決した<sup>(77)</sup>。

このような判決の動向を受けて、昭和2年総合通達主秘第一号においては、「総益金とは資本の払込以外において、純資産増加の原因となるべき一切の事実を指すものなるをもって、会社が、額面以上の価格をもって株式を募集したる場合の額面超過額および株式の償却または切下等の場合における計算上の差益と雖も、これを益金に計算すべきもの」また「法人の資産の評価による増減差額はこれを総益金または総損金中に算入するものとす」として、判例の解釈を引用している。

その後、この通達の解釈は、昭和25年の法人税基本通達に受け継がれて、同通達51、52において、「益金とは、法令により別段の定めのあるものの

---

(75) 忠佐市「プレ税務会計史(1)(2)」商學集誌44巻1号1頁, 45巻2号1頁(1975)、藤井誠一「課税所得の概念—法人所得概念を中心として」北野弘久編『日本税法体系2 租税実体法I』8頁(学陽書房、1979)、吉国二郎『法人税法』91頁(財経詳報社、1965)参照。

(76) 行判11・5・15行録33巻525頁。

(77) 藤井・前掲注(75)・9頁。

外、資本等取引以外の取引により、純資産増加の原因となるべき一切の事実をいう」および「損金とは、法令により別段の定めのあるものの外、資本等取引以外において、純資産減少の原因となるべき一切の事実をいう」と規定されるに至った<sup>(78)</sup>。

この通達の趣旨は、法人の所得計算は前述の法令の規定に基づき、総益金から総損金を控除して算出するのであるが、所得を構成する要素である総益金・総損金については、純資産増加説的な所得概念を根底に、これに基づいて解釈すべきであるという態度を示していたものと考えられる。

## (2) 昭和 40 年全文改正後

昭和 40 年の法人税法の全文改正により、所得計算に関する規定は、現行法第 22 条第 1 項から第 3 項までのように改められ、さらに、昭和 42 年の税制改正により、同条第 4 項に公正処理基準が導入された。

昭和 40 年の改正前後の法人税法を比較してみると、まず、課税標準である所得の金額につき、旧法は、上記のとおり「総益金から総損金を控除した金額」としており、一方、現行法人税法は、「益金の額」から「損金の額」を控除した金額とし、いずれも差額概念として規定されている点では同様である。次に、益金の額については、新たに、「資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする」との規定が設けられ（法税 22 ②）、また、これらの収益に対応して発生している原価・費用・損失の額を損金の額とするという規定が新たに設けられた（法税 22 ③）。

現行法人税法第 22 条第 2 項の「…取引…に係る当該事業年度の収益の額とする」との規定は、旧法人税基本通達 51 が総益金を「純資産増加の原因

---

(78) なお、この規定は、昭和 44 年に通達の整備が行われた際に廃止されたが、その廃止理由は「法令に規定されており、または法令の解釈上疑義がなく、もしくは条理上明らかであるため、特に通達として定める必要がないと認められたことによるもの」とされている（昭和 44 年 5 月 1 日直審（法）25（例規）「法人税基本通達の制定について」別表参照）。

となるべき一切の事実」と規定していたことと比較すると、益金の額につき単なる純資産の増加という発生主義的事実とは別の、対外的な実現という基準により当該事業年度に帰属されるべき収益を対象としているといえることができる<sup>(79)</sup>。つまり、昭和40年の全文改正により、法人税法の所得計算構造は、発生主義（時価法）的な構造からより損益法的な色彩の濃いものとなったと考えられる。

その背景には、商法・企業会計における財産法原理による有高計算から損益法原理による成果計算への転回があったとされる<sup>(80)</sup>。商法は、明治32年当時は財産法原理の考え方が採っていたのであるが、一方、会計実務の大勢は損益法原理の考え方によっていたといわれる<sup>(81)</sup>。したがって、その後の商法改正は、漸次、損益法的な傾向を強め、昭和37年の改正により商法の株式会社の計算に関する規定が損益法的原理を基調とすることとなった。

翻って、法人の課税所得をどのような計算構造において算定するかということは、企業会計の利益計算構造を基に行うことが実際の、合理的といえる。したがって、企業会計の計算理念が、損益法による経営成果の測定を中心とするものである以上、法人税法の所得計算構造も損益法的基調の強いものとなる。さらに、商法の規定も、企業会計との調整を図り徐々に損益法的原理を基調とすることとなった。昭和40年の法人税法の全文改正は、法人税の所得計算構造においても損益法的原理を基調とすることが、条文上も明らかになったものといえる<sup>(82)</sup>。

以上のとおり、現行法人税法における純資産増加説は、課税所得の存在に関する租税理論として存在するものの、法人税の課税所得の具体的な算定方法に直接作用して働いているわけではないのである。なお、最近、企

(79) 平石雄一郎「収益における実現」日税研論集28号192頁(1994)。

(80) 商法は、明治32年当時は財産法原理の考え方がとっていたものの、徐々に損益法原理の基調を強め、昭和37年の商法改正等を通じこれを明確にした。

(81) 忠佐市『税務会計法〔第六版〕』76頁(税務経理協会、1978)

(82) 平石・前掲注(79)・90頁。



業利益の測定に関し、従来の収益費用アプローチから資産負債アプローチへの変化がみられるところであり、法人の所得計算についても、その流れを踏まえて、現代的な視点による再検討が必要である。

## 2. 資産の評価損益規定の変遷

前記のとおり、法人税の課税所得は、根底では純資産増加説の影響を受けているが、具体的な所得計算については、初期の財産計算的な傾向から、徐々に企業会計の影響を受け、期間損益計算的な色彩が強くなり、昭和 40 年の全文改正により、この点が条文上も明確にされたといえる。この所得計算規定の中で、さらに、資産の評価損益に関する規定の変遷をみながら検討する。

元来、税法の評価損益に対する立場は、商法の評価規定との平仄を重視してきたと思われる。昭和 37 年に改正される前の商法においては、資産の期末評価につきいわゆる時価以下主義を採用し（旧商 34 ①）、固定資産については、その取得価額又は製作価額から減価償却費を控除した金額を付することができるものとし（旧商 34 ②）、さらに、株式会社にあつては、固定資産につき取得価額又は製作価額まで、また、取引所の相場のある有価証券についてはその決算期前一月の平均価額までの評価増を行う余地を残すような規定となっていた（旧商 285）<sup>(83)</sup>。

このような商法の規定に平仄をあわせ、昭和 40 年の全文改正前の法人税法においては、当初、時価に達するまでの評価益を益金として取り扱うとともに、法定の低減歩合による評価減を認めていた<sup>(84)</sup>。その後、昭和 25 年の改正により、時価を超える評価益の益金不算入、時価以下の評価損の損金不算入が規定され（旧法税規 17、17 の 2）、さらに、昭和 34 年及び 37 年の改正により固定資産および企業支配株式についての取得価額を超える評価益

---

(83) 渡辺淑夫『法人税法—その理論と実務〔平成 13 年版〕』176 頁（中央経済社、2001）。

(84) 昭和 20 年に大蔵省主税局が作成した「法人各税の取扱」によれば、「法人ノ資産ノ評価換ニ因ル増減差額ハ之ヲ益金マタハ損金ニ算入ス」とされていた。

の益金不算入<sup>(85)</sup>、法定の要件事実以外の場合の評価損の損金不算入が規定されることとなった。

そして、昭和 37 年の商法改正により、従来の時価以下主義に代わり、取得原価主義が導入された。法人税法においても、この商法の改正を受け、昭和 40 年の全文改正時に、原則として、評価益又は評価損を益金の額又は損金の額に算入しないとする現行規定（法税 25 ①、33 ①）が設けられるに至った。

昭和 40 年改正前の法人税法が資産の評価損益を原則として益金又は損金として扱うこととしたことは、純資産増加説に基づく所得概念の表れといえなくもない。他方、資産の評価損益を益金又は損金に算入するのは、あくまで税法が原則とする取得原価主義、実現主義の例外であるとし、なぜこのような例外を認めるかという、改正前の商法において評価増減が行いうる余地があり、かつ、現実にも企業が評価増減を行う例もあることから、法人税法上も企業がすすんで評価換えを行った場合に限り実際に即した処理を行うこととしたものであるとの見解<sup>(86)</sup>も見られる。

いずれにしても、資産の評価損益に関する規定の変遷からは、法人税法上の所得計算が、商法改正の影響を受けつつ、初期の財産計算的な傾向を漸次払拭して、正確な期間損益計算を把握する成果計算に移ってきたことが伺われる。昭和 40 年の全文改正は、法文上もこれを明確にしたものであると考えられる<sup>(87)</sup>。

---

(85) 当時の商法は、営業用の固定財産につき、その取得価額または製作価額から相当の減耗額を控除した価額を付しうる（商 34）と規定していたことから、償却額を控除した後の価額から、取得価額まで評価換えをすることは可能であると解釈されていた。法人税法もこの商法の規定と平仄をとったものと思われる（吉国・前掲注（75）・72 頁）。この場合の評価益の計上は、過去の償却額の訂正である。

(86) 吉国・前掲注（75）・97 頁。

(87) 吉国・前掲注（75）・97 頁。

### 3. 財産法による所得計算と純資産増加説の関係

ところで、純資産増加説は、しばしば、財産法による所得計算と直接に結びつけて説明される。例えば、武田隆二教授は、「シャントツ理論は単に所得概念を包括的に規定したというだけではなく、所得計算方式も予定していた」<sup>(88)</sup>とし、「原則的には損益法を前提としながら、その結果を財産法の側面から確認するという方式…この方式こそがシャントツの純資産増加説のなかに潜在した所得計算思考であったと解される。」<sup>(89)</sup>と述べている。

しかし、第1節でみたとおり、シャントツをはじめとする論者らは、あくまで所得概念論として純資産増加説を論じているのであり、現実的な所得の計算方式までをも予定した議論を展開していたとは考えにくい。繰り返し述べてきたところではあるが、少なくともわが国法人税法に関しては、純資産増加説は、所得計算方式を規定する原理としては働いていないと考えるべきである。

この点につき、湊良之助氏は次のとおり、租税理論である純資産増加説は必ずしも所得計算方式としての財産法と結びつくものではないとした上で、わが国法人税法における課税所得の計算は成果計算によるのだが、課税所得の存在の認識について背後に純資産増加の理念があると理解すべきであることを述べられている。

「純資産増加説は、所得計算方式としての財産計算法とは、その性格も目的も異にしている。一が会計理論であるに対し、他はいわば租税理論というべきものである。法人税法では成果計算によって所得を計算することを原則としているが、それが益金であるかどうか、そこに益金が発生しているかどうか等について、判定が困難な場合が少なからず生まれてくる。このような場合に、簡明に、しかも包括的に課税所得に持ち込むための理論が純資産増加説である。少なくともわが国法人税法では、ドイツ税法とは異なり、全面的に採用した財産計算法を基本とするものではなく、右のような課税所得の

---

(88) 武田隆二『法人税法精説』53頁（森山書店、1982）。

(89) 武田・前掲注（88）・54頁。

認識に関する基準たる地位を有するに過ぎない。換言すれば、課税所得の数的把握は成果計算によるが、課税所得の存在の認識について財産計算法的な純資産増加説を採用しているに過ぎないのである。このように純資産増加説は、所得の認識の困難なものについてのみ適用される補助的な原則となってしまうのであるが、ドイツ税法と同様に解して所得自体を計算する基本原則ととられてきたところに誤りの源が存している<sup>(90)</sup>。この見解は、これまで検討してきた結果からも適切な指摘であるといえる<sup>(91)</sup>。

#### 4. 問題点

以上の考察から、法人税法と純資産増加説の関係として、課税所得の解釈原理としては純資産増加説が根底にあるものの、純資産増加説が所得計算方式(具体的には時価法)を規定しているわけではないことが明らかとなった。

そして、現行法人税法の所得計算方式は会計的な損益法原理に強く支配されているとあってよい。他方、時価法は、二時点間における保有資産の価値増減を所得(又は損失)として認識するものであるから、より財産法的な思考に親和性があるものと思われる。したがって、時価法の論拠に関しては、損益法的な所得計算構造を基調とする現行法を前提としてこれをどう位置づけるかといった議論がもっとなされるべきであると考ええる。

純資産増加説から時価法の論拠を説く先行研究は、純粋な租税理論としては評価される。しかし、実定法において具体的にどの範囲まで時価法を採用

(90) 黒澤清・湊良之助共著『企業会計と法人税』168-169頁(日本税務研究会、1950)。

(91) 同様の趣旨を中里教授も次のとおり述べられている(「企業課税における課税所得算定の法的構造(5)」法学協会雑誌第100巻第9号1602頁、1983)。

「純資産増加説は、課税所得には偶発的あるいは臨時的利得も含まれること、すなわち、課税所得の概念として包括的所得概念が採用されていることの表現である。したがって、課税所得の概念について純資産増加説がとられているからといって、そのことが即、課税所得の算定が財産法によって行われるべきことまで意味すると考えることはできないのではなからうか。…推計課税等の例外を除けば、現在、我が国法人税法が実地棚卸に基づく課税所得算定を規定しているとは考えられない。したがって、我が国法人税法は、会計記録を作成していない納税者等の例外を除いて、原則として損益法に基づく課税所得算定方法を採用していると考えられるべきである」。

すべきかという点に関し、単に政策論に委ねて片付けるのではなく、現行税法を踏まえて所得計算構造の観点からの検討もなされるべきである。

このことは、取得原価主義・実現主義の下で算定される所得と、時価法により算定される所得との併存の原理を探求すべき必要性を示すものである。このような併存の原理を追求することにより、時価法の適用範囲を拡大すべきか否かという問題に関し、より深度ある考察が可能になるものと考えられる。

### 第3節 有価証券への時価法適用の論拠

#### 1. 問題の提起

実定法において具体的にどの範囲まで時価法を採用すべきかという問題に関しては、所得計算構造の観点からの検討が不足していると考えられる。そこで、本節では、取得原価主義・実現主義の下で算定される所得と、時価法（発生主義）により算定される所得との併存の原理を探り、もって、有価証券への時価法適用の論拠を検証することとする。

さて、第1節で述べたとおり、公平負担の要請の観点からは、課税所得は、純資産増加説になるべく忠実に算定されることが望ましい。そして、純資産増加説に基づき所得を完全に把握しようとするれば、法人の事業活動により生み出される利益（又は損失）につき、その発生に応じて課税所得（又は損失）として認識すべきことになる（広義の発生主義）。例えば、製造業であれば、製造の過程で新たな経済価値が徐々に創出されていくのであるが、その過程に応じて利益（又は損失）を認識し、あるいは、保有資産についてはその価値の増減があればその都度その増減を利益（又は損失）として認識することになる。

一方、法人税の目的は、歳入の公平な徴収、つまり負担の公平な配分であると同時に、国庫の歳入を安定的に確保することにある。したがって、課税標準とすべき所得の算定方法については、その所得の額が客観的に測定可能

であり（金額の客観性）、かつ、社会的な秩序の力によりその経済的利益を確実に享受していると認められること（成立の確実性）が担保されなくてはならないという点が重要である。この客観性と確実性の各要件は、会計学上の収益の認識要件と共通するものであるが、租税法の強制力を鑑みれば、合理的な予測可能性や蓋然性の高さということだけでは不十分であり、企業会計以上に厳格に解すべきであると考えられる。

現実においては、製造、販売などの事業活動を通じて稼得される所得は、販売、譲渡などの対外的実現時点で初めてこの客観性と確実性を満たすこととなるため、当該対外的実現時点において課税所得として認識すべきこととなる。なぜなら、製品の生産が完成した時点において、未だ販売せずに在庫の状態にあるときに、その製品の市場価格を予想して、これを収益として計上することが認められるとすれば、仮に、その製品の一部が将来売れ残りとなった場合、事実上成立しなかった利益が、課税所得に算入されてしまうからである。

しかし、金融商品に係る評価損益等のように一部の資産に係る所得又は損失については、譲渡等のような対外的実現を待たずとも、時間の経過等に応じて、この客観性と確実性の各要件を満たすことにより課税所得として認識することができるものがあると考えられる。

## 2. 事業投資活動と金融投資活動

### (1) 事業投資活動

この点につき、第2章で考察した会計学の学説で示された視点を参考に、法人の行う事業活動を事業投資活動と金融投資活動とに区分し、それぞれの活動により稼得される所得の性質が異なることにより、その認識にあたって、実現主義・取得原価主義が妥当するものと、時価法が妥当するものとに、理論的には区分することが可能であると思われる。

この事業投資活動とは、具体的には、製造・販売などの事業活動である。事業投資の成果として稼得される所得は、企業自身が自ら価値を生成する

ことによって発生するものであるという特徴を有する。

企業が製品を製造し販売するという事業活動においては、企業は、株主から拠出された貨幣資本により、生産手段となる土地、建物、機械設備等の固定資産を取得し、原材料、人的労力を投入して生産活動を行って製品を製造し、この製品を販売して再び貨幣資本を得るという一連の活動を行う。この過程において、財の購入・生産・販売を通じて、生産的要素の組み合わせによる新しい用途をもった財を創出するのであるが、このようにして生み出される利益は、収益と費用との差額概念として理解される。新たな財を創出するために、棚卸資産の数量的減少、減価償却資産の減耗等を伴うからである。

このような一連の活動により稼得される利益を課税所得として認識するためには、対外的取引による実現を待たざるを得ない。なぜなら、生産過程で徐々に付与されていく価値の増加を客観的に計ることはほとんど不可能であろうし、そもそも、資産をどのような組み合わせで効率的に使用するか、あるいは、その企業がどのような人的資源を有するか、さらには、いくらでどれだけ売るかなどは、企業自身の経営努力によって、企業ごとに異なるからである。したがって、このような製造・販売による収益については、通常、対外的取引があった時点で益金の額に計上する実現主義が適当である。

一方、こうした利得を生み出す過程で使用される棚卸資産や減価償却資産については、原則として、取得原価による評価と費用配分が妥当すると考えられる。

まず、棚卸資産に関しては、これは実際に売れるかどうかは実際の取引が行われるまで確定しないため、期末に市価が高騰していたからといって評価益を計上するとすれば、その成立が確実でない利益を計上することになってしまうから、実際に売却されるまで取得原価で評価すべきである。

次に、減価償却資産については、減価償却資産の価値（時価）は、理論上、その資産がもたらす将来のキャッシュフローの現在価値により求めら

れる。減価償却の本来の目的は、資産価値の経済的減価を評価し、資産投資に係る真の所得を算定することにある<sup>(92)</sup>から、将来キャッシュフローの見積りが相当程度、確実に行うことが可能であれば、毎期末、減価償却資産につき時価評価し、真に減価した部分を減価償却費として損金算入するという手法（以下「経済的減価償却」という。）が適切であるともいえる。

しかし、各企業が見出す減価償却資産の価値は、各企業ごとに異なると考えられる。なぜなら、その使用形態によって、当該資産がもたらす将来キャッシュフローの見積額が異なるからである。仮に、完全な市場が存在するとすれば、各企業ごとが見出す価値もいずれ一つの価額に収斂していくかもしれないが、現実には、市場価格と企業がその減価償却資産に見出す価値とは、一致しない。このように、経済的減価償却では、将来キャッシュフローの見積りという相当不確定な要素が算入されるとともに、個々の企業ごとに異なる価値評価を認容するものと考えられる。法人税の所得計算においては、公平性の観点からある程度、画一的な基準によって測定されることが要請されるから、経済的減価償却のみの方法は現実的には採用しえないものと考えられる。したがって、減価償却の方法については、現行法人税法が定めるように、取得価額を基準として、一定の統一的な方法によって各期に費用配分していく方法が今後とも採用されるべきである。もっとも、その耐用年数や残存価額等につき、産業技術等の発展等に適応したものとなっているかどうか、適時適切な対応が求められることはいうまでもない。

## （２）金融投資活動

これに対し、金融投資活動により得られる所得の発形態を、前記の製造・販売などの事業活動による所得と比較すれば、①企業自体は何ら新たな財を創出しない、②所得の発形態として収益と費用という二面性はなく、金銭の時間的価値あるいは証券の価格差（純額）などの一面的な利得

(92) 岡村忠生『法人税法講義』108頁（成文堂、2004）。



である、という特徴を有する。また、金銭債権やデリバティブ取引など、金融投資に係わる資産は、原則的には、誰がもっても同じ価値であるという特徴を有する。

例えば、余剰資金を他の企業に貸し付ける場合を想定する。この場合、その約定利率は、理論的には金銭の時間的価値とデフォルトリスクに対する保険料相当額とが考慮されたところで決定すると考えられ、(金融機関のケースを考えなければ)、そこに貸付側の企業の努力が反映されることは少ない。そして、このような利子収入は、貸付けの事実に伴い、時間が経過するというだけで、日ごとに収益が累積して発生している。したがって、その利益は、時間の経過に応じて客観性と確実性をもって発生しているから、時間の経過に応じて課税所得として認識すべきものである。つまり、時間の経過によって発生する所得は、発生主義により把握することが適している。

問題は、有価証券を保有することによる利得（又は損失）がこれと同じような性質をもつ利得（又は損失）であるのかどうかという点である。有価証券の保有利得が貸付金利子等と同じように、時間が経過するというだけで日ごとに収益が累積して発生しているといえるものであれば、そのような利得は、時間の経過に応じ、客観性・確実性要件を満たすことになるから、発生主義により認識すべきことになり、その認識手法としての時価法の妥当性が裏付けられるといえる。そして、時間の経過に応じ、客観性・確実性を満たすような利得の性質としては、前記に掲げたように①企業自体は何ら新たな財を創出しない、②所得の発生形態として収益と費用という二面性はなく、金銭の時間的価値という一面的な利得である、という性格を有するから、以下では、有価証券の保有利得がこのような性質をもつものかどうかを検討することとする。

### 3. 有価証券の保有利得の本質

法人が有価証券を取得・保有する目的は、様々であるから、その保有利得

の性質を一くくりにして論じることが適当でない。しかし、高度に発達した証券市場において典型的な有価証券への投資形態としては、投機目的、すなわち、会社の余剰資金の運用のため、株価変動による利益の獲得を企図して市場性ある株式に投資する場面が考えられる。そこで、そのような有価証券投資を行った場合における有価証券の保有利得を前提として検討を行う。

証券市場は、資金を余分に有する者の手からそれを必要とする他の主体に移動することを主な機能としている。資金を調達した企業などが主として行うのは、新しい価値を創造することであるが、証券を保有するという形で参加する企業は、自ら価値生産を行うわけではなく、証券市場を通じて、他の企業の価値生産活動に参画するに過ぎない<sup>(93)</sup>。そこには、株式を保有する企業自身の経営努力という概念は存在せず、したがって、売上と原価・費用という二面的な関係も存在しない。株式を保有することによる利得・損失は、単なる市場における価格差（そしてこれは所与のものである）を得ようとするものである<sup>(94)</sup>。

このような有価証券の保有利得（損失）は、それを保有しているという事実により、価格差の変動の都度、実体的な利益（又は損失）が発生していると考えられる。すなわち、上記に掲げた要件、①企業自体は何ら新たな財を

(93) 安達智彦『証券経済論』27頁（岩波書店、2003）では、証券市場と付加価値生産の関係につき、次のように述べられている。

「証券市場は、資金を、それを余分に有する者の手からそれを必要とする主体に移動することを主な機能としている。後者が発行する証券はその媒体である。資金を調達した企業などが主として行うのは新しい価値を創造すること、もしくはそれを助ける作業であり、その新たに生み出される価値が付加価値である。そこで証券市場の存在意義は、究極的には、国民経済もしくは世界経済における付加価値生産を助けることとすることができる。」

(94) 木村和三郎『会計学研究』259頁（有斐閣、1949）は、有価証券の時価評価の論拠として、既に50年以上も前に次のようにその経済的特殊性を指摘している。

「有価証券の価額は資本市場における擬制資本の価額である。…有価証券の売買損益にしても評価損益にしても、その間に区別なく、共に資本市場における所有関係のやり取りであるから、利益実現の過程が商品の如く最終の消費者からの収奪という過程を必要としない。この意味で有価証券の売買損益も評価損益を区別がなく、又騰落自体が損益実現の過程であり、損益の実現と結びついているのである。」

創出しない、②所得の発生形態として原価・費用と収益という二面性はなく、証券の価格差（純額）という一面的な利得である、を満たしている。したがって、当該利益は、価格差の変動の都度、課税所得として認識することが適しているのであり、その方法として時価法（発生主義）による所得計算方式が妥当するのである。

#### 4. 実現主義と時価法（発生主義）の併存の根拠

上記のとおり、その利得の発生形態につき、企業自身が自ら価値生成を行う活動かどうかを一つのメルクマールとして、課税所得の認識構造を、①実現主義（企業の事業活動のなかで徐々に形成されていく利得を対外的な取引を待って初めて課税所得として認識する系統）と②発生主義（時間の経過に応じあるいは市場価格の変動に伴い刻々と発生しているものを時間の経過等に応じ、課税所得として認識する系統）の二つの系統に区分することが可能である。

そして、従来、実現主義が適用されていた有価証券の保有利得は、その本来的な性格が投機目的にあるとすれば、すべからく発生主義（時価法）が妥当すると考えられるのである。

この二系統による所得の把握構造は、純資産増加説に基づく所得の概念になるべく忠実に、具体的な課税所得を把握するための基準として統一される。つまり、純資産増加説は、広義の発生主義による所得であるということがいえる、この広義の発生主義の枠組みにおいては、これらの両方の所得計算方法が併存し得るのである。

ところで、実現主義又は発生主義という区分は、一般的には、収益の認識基準として理解されている<sup>(95)</sup>。つまり、売買や請負といった取引形態による

---

(95) 例えば、忠佐市・前掲注(81)・202頁では、収益の認識構造として、現出系列・実現系列があるとされるが、これらの表現は、発生主義（時間基準）・実現主義とほぼ同義であると解される。すなわち、現出系列が適合するものとして、「金銭・土地建物・倉庫等の貸付けのように、継続的な役務の提供として取引に継続性をもつものについては、その利子、賃貸料、保管料等は、預金、貸付け、賃貸、保管等の事

収益は、実現主義により、建物・倉庫等の貸付け、金銭の貸付け等といった継続的な役務提供による収益は発生主義により、認識される。このような収益の認識基準としての発生主義と、前に述べた二系統の所得の認識構造における発生主義とは、その意味合いが幾分異なる。前述の金融投資活動による利得は、収益と原価・費用との差額という二面的な性格ではなく、時間的利得あるいは価格差（純額）という一面的な利得として認識され、だからこそ、時価法が適合するといえる。一方、継続的な役務提供により稼得される所得は、発生主義によりその収益を計上するとともに、その収益に対応して原価・費用を計上し、その対応関係により所得が算定されるのであり、その過程に企業の経営努力が反映される以上、時価法という発想は出てこない。

問題は、先に述べたように有価証券の生み出す利得につき、従来は譲渡等のタイミングによりその収益を認識する実現主義により認識してきたのであるが、現在のように、高度に発達した証券市場において、市場価格差を利用した利益の獲得を企図して保有する有価証券については、その保有利得は、常に対外的市場と結びついているから、その有価証券を保有したという事実に基づき、市場の変動に応じて日ごとに利益又は損失（収益又は原価ではないことに注意）が認識できるという性質を有するものであり、その性質からすれば、所得計算においても、本来的に時価法により認識すべきことになるという点にある。

## 5. 小括

本節においては、純資産増加説に基づく定義に、より近いかたちで、発生している所得を適切かつ現実的に課税所得に反映させる所得計算の仕組みとして、まず、所得の発生形態に応じて企業の活動を事業投資活動と金融投資

---

実に伴い、日ごとに収益が累積されて当期収益とされるにふさわしい」とされる。一方、実現系列が適合するものとして、「売買、請負のように継続的な取引が当座に終了するものについては、契約の成立、売主の履行、買主の履行という、現出系列構想の各事実の選択において、それを売主の履行の時点に集約し」認識しようとするものである。

活動とに区分し、それぞれ、確実性と客観性の各要件を満たすものとして、事業投資活動により稼得される収益には実現主義が、金融投資活動による利益には発生主義（時価法）が妥当することを論じた。さらに、広い意味での発生主義という枠組みにおいては、これらの両方の所得計算規定が併存し得ることを論じた。こうした検討を踏まえると、有価証券投資の典型例として市場性ある短期売買目的の有価証券に投資する場合を前提として、その保有利得については、本来、発生主義（時価法）が妥当するものと考えられる。

## 第4節 時価法が適用され難い有価証券

### 1. 保有目的別の評価

前節では、投機目的の有価証券投資を前提として、その保有利得の性質から時価法が妥当するとの結論に達した。しかし、実際には、企業が有価証券を取得・保有する目的は様々であり、かつ、その保有目的に応じ、利益の性質も異なるものと考えられる。

法人税法上の資産区分における有価証券という区分は、資産の外形に着目した区分であり、棚卸資産や固定資産など保有目的による他の資産区分とは異質であるといえる。会計では、流動資産に属する一時所有有価証券若しくは棚卸資産又は固定資産に属する投資等のいずれかに区分されるが、法人税法では、有価証券は、一つの資産区分として独自に定義されている。このため、有価証券に区分される資産であっても、その保有目的の実態に応じて所得を算出する方が適正であると考えられるときもあり、その場合には、その保有目的に応じて評価方法を区分することが必要となる。

このように有価証券を保有目的別に評価するという考え方は、特段目新しいことではなく、例えば、平成12年改正前の企業支配株式への低価法の適用除外の取扱いなど、従来の法人税法でもいわば当然のことと考えられてい

た<sup>(96)</sup>。そもそも有価証券という資産区分がその外形に着目した区分であることからすれば、その保有目的別に評価方法が異なるのは必然的なことであるともいえる。

ただし、保有目的は、企業（経営者）の主観に基づくものであるから、税法上は、これを客観的・画一的な基準により規制することが必要である。規制の一つの形態としては、所得計算の確実性や租税回避行為の防止等の観点からは、現行規定のとおり、株式の保有割合、帳簿への記載等の要件を法令上明確に規定する必要があると考える。

## 2. 非上場株式等の時価の問題

さて、投機目的以外で有価証券を保有する場合について、時価法の適用の妥当性を検討するに当たり、時価測定の問題を考察する必要がある。

第2章第3節で述べたように、全面時価会計を提言しているJWGドラフト基準は、市場価格のない株式等についても、原則として、プライシングモデルを利用してその時価を見積もることを求めている。しかし、法人税法上、市場価格のない株式等につき、市場取引がないことを理由に時価法の適用範囲から除くべきかどうか、市場価格のある株式の取扱いとの公平性・中立性

---

(96) 平成12年改正前は、有価証券の期末評価につき原価法を原則としつつ、上場有価証券には低価法の適用を認めていたが、企業支配株式の場合は、たとえ上場されているものであっても低価法の適用はないこととされていた。この取扱いは、企業支配株式は、一種の投資有価証券であって、流通性が乏しく、所有している企業にとっても固定的な投資と認識されるものであり、常に変動する時価との対比によって評価することにはなじまないと考えられ、低価法のような市場価格の変動に応じた評価方法はとらないことが適当であると考えられたことによるといわれている（渡辺淑夫・山本守之『法人税法の考え方・読み方〔3訂版〕』196頁（税務経理協会、1993））。

なお、ここでいう企業支配株式とは、当該株式会社の特権関係株主等が発行済株式総数の25%を有している場合の当該株式をいうこととされていた。企業支配株式は、本来は、各企業がいかなる目的でその株式を所有するかによって判定をすべきであるが、これは企業の内部的な意思であり、これを客観的に判定することは困難であることから、形式的・外形的に持株割合によって企業支配の判定をすることとされていたものである（渡辺・山本・前掲書・196頁）。

からの観点と執行上の観点との相克が問題となる。

法人税基本通達では、法人税法第 33 条第 2 項の規定に基づき、上場有価証券等以外の株式につき評価損を計上する場合の時価は、売買実例のあるものは売買実例価額により、売買実例のないものについては類似法人の株式の価額に比準して推定した価額により、さらに、これらがなく株式については、純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額によることとしている（法基通 9-1-13）。しかし、実際問題として、これだけで具体的な価額を算定することは困難な場合が多いことから、課税上弊害がない限り、財産評価基本通達を準用して算定した価額によることのできる旨を規定している（法基通 9-1-14）。財産評価基本通達は、取引相場のない株式の時価について、評価会社を大会社、中会社または小会社に区分し（評通 178）、それぞれの区分に応じ、原則として、当該株式の時価を類似業種比準方式、純資産価額方式又はそれらの方式の折衷方式により評価することとしている（評通 179）。

また、近年のファイナンス理論の発展等により、活発な市場のない株式であっても、配当割引モデル（DDM）や割引キャッシュフローモデル（DCF）、オールソンモデル（OM）など株主資本価値を推定するための様々なモデルが開発されており<sup>(97)</sup>、将来的にこうした算定モデルが精度を増してきた場合に、これらの評価方法と市場価格のない株式の取扱いとの差異が問題となる。

配当割引モデル（DDM）や割引キャッシュフローモデル（DCF）においては、当該企業の期待配当の流列ないしは期待キャッシュフローの流列の割引現在価値によって企業価値が評価される<sup>(98)</sup>。また、オールソンモデル（OM）においては、企業価値は当該企業の純資産簿価と期待超過利益の流列の割引現在価値（のれん）によって求められる<sup>(99)</sup>。したがって、これらのモデルによっ

---

(97) 辻山栄子「ゴーイングコンサーンである会社の取引相場のない株式の評価—企業会計の視点」税研 20 巻 3 号 28 頁（2004）。

(98) 辻山栄子「金融商品の評価と時価主義」JICPA ジャーナル 525 号 52 頁（1999）。

(99) 辻山・前掲注（98）・53 頁。

て算定される株式の価値は、将来のキャッシュフローに関する見積り要素を多く含むことになる。

無償譲渡や相続・贈与のように、何らかの財の移転があり、課税上、何らかの方法によりその財の価値を評価せざるを得ないという場面では、こうした算定モデルについても考慮に値するかもしれない。

しかし、企業が当該株式の保有を続ける限りにおいて、その価値増減を課税所得に算入することは疑問がある。なぜなら、その価額が客観的に明らかでない株式に係る価値増減は、保有しているという事実の経過に応じて客観性・確実性をもって発生しているということができず、当該株式を譲渡する等、対外的な取引があった時点において、はじめてその譲渡損益を客観性・確実性のある利益（又は損失）として認識することができるからである。つまり、評価損益を認識する資産とは、自由な取引市場における客観的な交換価格の得られるものに限られるのであり、そうした価格が得られないものは時価法の対象外となるといえる。

### 3. 企業支配目的の株式

次に、市場価格がある有価証券であっても、例えば、企業支配を目的として保有する株式のように、保有企業にとって市場価格とは異なる価格が認められるもの(企業支配の対価が加算されると考えられる)について検討する。

企業支配株式等につき法人税法第 33 条の規定に基づき評価損を計上する場合の現行の取扱い、企業支配株式等の取得が企業支配をするためにされたものと認められるときは、当該企業支配株式等の価額は、当該株式等の通常の価額に企業支配に係る対価の額を加算した金額によることとしている(法基通 9-1-15)。

判例においても、企業支配株式等の時価については、「…一の企業が他の企業をその支配下におくという場合には、そこに何らかの利益例えば新規市場の開拓、有利な仕入先の確保、知名度の向上、信用の保持、財産の保全等通



常の価値をもってしては表現され得ない何らかの利益がもたらされる」<sup>(100)</sup>から、そこに企業支配権の対価ともいうべき一定の価値を市場価格に加算すべきことが支持されている。

株式発行企業の資産状態が著しく悪化し、当該株式の評価損を計上する場合に、企業支配権の対価ともいうべき部分につき一切評価減が認められないのかどうかという点については、争いがある。しかし、少なくとも、企業支配を目的として保有する株式につき、保有企業にとって、市場価格とは異なる価値を有することには異論はないところであるから、当該株式を保有することによる利得は、市場における証券の価格差にあるとはいえない。仮に、当該株式の市場価格が増加したとしても、その評価益相当額が客観性・確実性を満たす利益とはいえないのである。したがって、企業支配を目的として保有する株式については、取得原価によって評価すべきであり、時価法の適用対象範囲から除外される必要がある。

なお、企業支配が目的かどうかについては、主観的なものであるから、税法上は株式の保有比率という画一的なルールを採用せざるを得ないことになる。

#### 4. 小括

以上のとおり、外形上は等しく有価証券であっても、非上場株式のような市場価格のない株式、あるいは企業支配目的の株式のようにその企業の得る利益が市場価格とは異なると認められるものについては、時価法の適用対象範囲から除かれる必要がある。こうした有価証券については、市場価格の変動により価値増減が発生したとしても、当該価値増減は客観性・確実性を有している利益（又は損失）とはいえないからである。ここに、同じ有価証券であっても、市場価格のない株式や企業支配目的の株式に時価法が適用されないことの論拠が求められる。

---

(100) 仙台地判昭51・9・13 税資89号613頁。

## 第4章 有価証券の時価評価課税のあり方

### 第1節 有価証券の区分

#### 1. 区分の必要性

前章第4節で指摘したとおり、法人税法上、「有価証券」という資産区分は、その外形に着目した区分である。平成12年改正前までの法人税法においても、棚卸資産や減価償却資産等とは別個に、「有価証券」は、一つの資産区分として設けられてきた。その目的は、株式や公社債などの有価証券が、同一銘柄であれば、原則として、同一の価格で取引されるという代替性を有しており、こうした代替性のある証券について、一単位当たりの譲渡原価を確定するために、その評価の方法を棚卸資産等とは区別して規定する必要があったためと云われている<sup>(101)</sup>。つまり、特定の事業年度中に有価証券の譲渡が行われた場合には、その譲渡原価の算出に当たって、棚卸資産等とは別個に詳細な規定を設ける必要があったためと推測される。

それが、平成12年改正後の法人税法では、単に譲渡原価の算出のためだけでなく、有価証券を期末評価の対象となる資産として位置づけた上で、有価証券のうち売買目的有価証券については、時価法により評価することとした（法税61の3①）。そのため、そのような評価を要する有価証券の区分が必要とされた。

期末において保有している有価証券については、市場価格の変動により価値増減が発生していたとしても、当該価値増減が、客観性・確実性を有している利益（又は損失）かどうか、つまり、課税適状にあるのかどうかという点では、有価証券という外形のみでは判断し難いと考えられる。すなわち、外形上同じ有価証券であっても、時価評価の対象範囲とすべきかどうか、換言すれば、期末の価値増減による利得が課税適状にあるかどうかは、有価証

---

(101) 渡辺淑夫・山本守之『法人税法の読み方・考え方〔三訂版〕』194頁（税務経理協会、1993）。

券のもたらす利得の性質に応じて異なる取扱いをする必要があると考えられる。

## 2. 「保有目的」による区分

「有価証券のもたらす利得」の違いによって有価証券を区分する場合に、具体的にはどのような基準により区分することになるのかが問題となる。

前章において、時価法の論拠付け問題に関し、企業の事業活動を、金融投資活動と事業投資活動に区分した上で、それぞれの事業活動を通じて稼得される所得の具体的な把握方法として、前者には発生主義（時価法）が、後者には実現主義（原価法）が適合することを論じた。そして、有価証券への投資のうち、投機目的、すなわち、会社の余剰資金の運用のため、株価変動による利益の獲得を企図して市場性ある証券に投資する場合には、当該有価証券の保有利得はそれを保有しているという事実により、市場価格差の変動の都度、実体的な利益が発生していると考えられることから、課税適状にあること、他方、事業投資活動の一環として取得した有価証券については、期末の評価益相当額が客観性・確実性を有する利益とは言い難く、売却による実現を待って課税すべきであることを論じた。

このように、同じ有価証券であっても、その保有利得の性質は、企業ごとにその投資の目的、すなわち、「保有目的」により異なるといえる。したがって、有価証券につき時価法の適用範囲を考える際に、「保有目的」という観点からの区分は妥当であると考えられる。

## 3. 区分の方法

現行法の規定は、まず、有価証券のうち、時価法の対象となる「売買目的有価証券」を定めた上で、売買目的有価証券に該当しない有価証券（売買目的外有価証券）について原価法により評価することとしている（法税 61 の 3 ①）。つまり、現行法の規定は、有価証券を、一定の「保有目的」によって区分しているものと認められるが、ここで問題となるのは、その対象範囲の定

め方である。

一つの考え方として、高度に発達した証券市場においては、証券投資の基本的目的は、利潤（配当）獲得とともに証券の市場価格差による利得獲得にもあるから、有価証券の保有利得全般につき、基本的には時価法が妥当するとした上で、事業投資的な色彩の濃い有価証券投資（例えば、子会社株式への投資）を限定的に時価法が妥当しないものとして除いていくという方法がある。

他方、このような方法に対し、租税法の持つ強制力に鑑みれば、多岐にわたる有価証券投資のうち、明確に投機目的の投資であると性質づけられるもののみを限定的に時価法の対象とすべきとの考え方も採り得る。現行法の規定はこの方法である。

どちらの方法によるかは、証券市場の発展度合、企業の投資活動の実態、会計理論の変遷等に応じ、時代とともに変更することもあり得ると思われるが、金融取引の取引量、手法とも急速に進展し、商法をはじめとする多くの法的な制度等が整備されつつある現状を鑑みれば、後者の立場に立つ現行規定は、妥当であると考えられる。

#### 4. 売買目的有価証券の範囲

繰り返しになるが、時価法が妥当する有価証券投資は、市場価格差による利益の獲得を企図した投機目的のものに限られるべきと考えられる。ここでは、現行規定における売買目的有価証券の範囲が、内容的にも投機目的の有価証券投資として定義されているかどうか、その詳細について検証する。

現行法では、時価法の対象となる売買目的有価証券とは、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した有価証券で、次に掲げるものとされている（法税 61 の 3 ①一、法税令 119 の 12）。

- ① 短期売買目的で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的でその取得の取引を行ったもの（以下「専担者売買有価証券」という。）。
- ② その取得の日において短期売買目的で取得したものである旨を帳簿書類

に記載したもので専担者売買有価証券以外のもの。

- ③ 金銭の信託のうち、信託契約を締結したことに伴い信託財産となる金銭を支出した日に、その信託財産として短期売買目的の有価証券を取得する旨を帳簿書類に記載したもののその信託財産に属する有価証券。

法人税法では、企業の恣意的経理による租税回避行為を排除するため、売買目的有価証券に該当するかどうかについて、ある程度、外形的かつ画一的な基準によりその範囲を定めることが重要であると考えられる。上記①の専担者売買有価証券とは、いわゆるトレーディング目的で取得した有価証券をいい、基本的には、法人が、特定の取引勘定を設けて当該有価証券の売買を行い、かつ、トレーディング業務を日常的に遂行し得る人材から構成された独立の専門部署により運用がされている場合の当該有価証券が該当するものとされている（法基通 2-3-26）。そして、専担者売買有価証券は、その外形的な状況に着目して売買目的有価証券を区分しようとするものであり、このような要件を満たす有価証券投資は、実際にも、明らかに投機目的であるという点については異論がないものと思われる。

一方、専担者売買有価証券以外の有価証券は、売買目的有価証券であるかどうかを法人が選択することになっている。したがって、仮に、法人の保有する有価証券が短期的に、かつ、大量に売買されている状況にあっても、その法人が売買目的有価証券である旨を取得時に帳簿書類に記載するという方法により明らかにしていない限りは、税務上は売買目的有価証券に該当しないこととなる（法基通 2-3-27（注））。

しかしながら、このような有価証券投資の中にも、法人の選択にゆだねている以上、実際には、法人が、当初より投機目的で取得したことが明らかなものが含まれてしまう可能性がある。短期的に、かつ、大量に、市場で売買しているような有価証券の保有利得については、売却等による実現を待たずとも、市場価格の変動の都度、実体的利益として捉えることが可能であり、法人税の所得計算においても、本来、時価法によるべきである。現行法に基づいて考えれば、上場されている株式や社債であっても、売買目的外有価証

券に区分されたものについては、時価法を適用しないこととされている（法  
税 61 の 3 ①二）。しかし、純資産増加説に基づく所得概念に、なるべく忠実  
に、かつ、現実的に課税所得を把握するという観点から、また、公平な課税  
という観点からは、上場株式を短期間に頻繁に市場で売買しているような場  
合については、強制的に時価法の対象とすべきであるとする<sup>(102)</sup>。この場  
合、例えば、一定期間に一定回数又は一定量の取引を行う有価証券等といっ  
た数値基準を用いる方法が考えられる。

なお、金融商品会計基準においては、売買目的有価証券とは、「有価証券の  
売買を業としていることが定款の上から明らかであり、かつ、トレーディン  
グ業務を日常的に遂行し得る人材から構成された独立の専門部署（関係会社  
や信託を含む。）によって売買目的有価証券が保管・運用されていることが望  
ましい」とした上で、「定款上の記載や明確な独立部署をもたなくても、有価  
証券の売買を頻繁に繰り返している場合には、当該有価証券は売買目的有価  
証券に該当する」こととされている（金融商品会計実務指針 65・268）。つま  
り、その範囲は、基本的には、法人税法における売買目的有価証券の範囲と  
一致するものの、専担者売買有価証券以外の売買目的有価証券につき、法人  
税法上は、帳簿への記載要件等を設け、その範囲をより限定的にしている。  
これは、税法においては、時価法の適用範囲を、法令上、明確にする必要が  
あるためと考えられる。もっとも、実際の時価法の適用範囲は、現状、会計  
実務においても、また、課税実務においても、金融機関等の特定取引勘定に  
属する有価証券等に限定されているものと推察される。

---

(102) もちろん、現実の法制度として、多義的な有価証券投資に対し、どの範囲まで時  
価法を適用するかという点については、証券市場への影響や歳入の安定性といった  
様々な観点からの総合的な政策判断により決すべきことになる。

## 第2節 売買目的有価証券の評価

### 1. 市場価格のある有価証券

売買目的有価証券の時価評価金額は、取引所売買有価証券、店頭売買有価証券、その他価格公表有価証券並びに取扱有価証券及びこれら以外の有価証券の区分に応じて、それぞれ定められている（法税令 119 の 13）。

取引所売買有価証券の時価評価金額は、原則として、事業年度終了の日の最終の売買価格とされ、その最終の売買の価格がない場合には、当該事業年度終了の日の最終の気配相場の価格によることとされている<sup>(103)</sup>（法税令 119 の 13 一）。

また、店頭売買有価証券の時価評価金額は、原則として、証券取引法第 79 条の 3 の規定により証券業協会が公表する事業年度終了の日の最終の売買の価格とされ、その最終の売買の価格がない場合には、当該事業年度終了の日の最終の気配相場の価格によることとされている（法税令 119 の 13 二）。

その他価格公表有価証券及び取扱有価証券（以下「その他価格公表有価証券等」という。）の時価評価金額は、原則として、価格公表者によって公表された事業年度終了の日の最終の売買価格とされ、その最終の売買の価格がない場合には、当該事業年度終了の日の最終の気配相場の価格によることとされている（法税令 119 の 13 三）。この場合の価格公表者によって公表される価格とは、例えば、証券業協会の公表する公社債店頭売買参考統計値の平均値又は中央値、あるいは、金融機関又は証券会社間の市場、ディーラー間の市場、電子媒体取引市場のように、法人が随時売買又は換金を行うことができる取引システム上における売買価格又は気配相場の価格、ブローカーによって継続的に提供されている売買価格又は気配相場の価格などが該当する

---

(103) 事業年度終了の日における最終の売買の価格及び同日における気配相場の価格のいずれもない場合には、事業年度終了の前日のこれらの価格のうち、最も直近の日におけるこれらの価格による（法税令 119 の 13 一）。なお、店頭売買有価証券及びその他価格公表有価証券等の時価評価金額についても、同様の定めがおかれている（法税令 119 の 13 二、三）。

(法基通 2-3-32)。

以上のとおり、取引所売買有価証券、店頭売買有価証券及びその他価格公表有価証券等のいずれも、原則として、取引所等における最終の売買価格（又はそれに相当する価格）によって評価することとされている。しかし、必ずしも最終の売買価格によらずとも、合理的な期末時価の金額としては、例えば、期末以前 1 か月間の市場価格の平均額でもよいのではないかという考え方もある。

この点につき、例えば、法人税法第 33 条第 2 項の規定に基づき、売買目的外有価証券のうち、市場価格のあるものの価額が著しく低下した場合に評価損を計上する場合には、期末以前 1 か月間の市場価格の平均額を基準としてその評価を行うことも、実務上、認められている（法基通 9-1-8）。これは、評価損は、価額の低下が一時的なものではなく固定的で回復の見込みがない状態を対象としたものであるという趣旨を考えれば、売買目的外有価証券に係る評価損の計上は、期末日の一時点における評価額だけでなく、期末以前 1 か月間の市場価格の平均額を基準としてその評価を行うことも相当の合理性があるものと考えられることによるものである<sup>(104)</sup>。

ところが、売買目的有価証券は、翌期において、いわゆる洗替え処理を行うこととされており（法税令 119 の 15①）、なにより、時価法は、事業年度の期間に保有していたことにより発生した利益を期末時点において把握し課税所得に反映させようとするものであるから、時価法の対象となる資産につき、事業年度終了の日における市場価格がある以上、当該市場価格までの利益（又は損失）が確定しているとみるべきである。したがって、売買目的有価証券の評価の場面では、このような平均値による方法は、原則として、認めるべきではないと考える。

---

(104) 奥田芳彦編著『法人税基本通達逐条解説〔三訂版〕』613 頁（税務研究会、2004）。



## 2. 市場価格のない有価証券

### (1) 償還有価証券

その他の売買目的有価証券とは、取引所売買有価証券、店頭売買有価証券及びその他価格公表有価証券のいずれにも該当しない有価証券であるから、いわゆる市場価格のない有価証券がこれに該当する。市場価格のない売買目的有価証券は、さらに、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券（以下「償還有価証券」という。）とそれ以外の有価証券に区分される。

償還有価証券については、事業年度終了の時の帳簿価額と償還金額との差額のうち各事業年度に配分すべき金額を加算し又は減算した金額その他その有価証券の価額として合理的な方法により計算した金額を時価評価金額とすることとされている（法税令 119 の 13 四イ）。

この「合理的な方法により計算した金額」とは、例えば、取引所等において公表する市場価格に基づき、利率、残存償還期間、信用リスク等を勘案して算定する理論価格方式の価格、又は債券の種類ごとに類似した銘柄を選定して、業界団体が公表する事業年度終了の日の基準気配値の利回りを用いて算定する比準価格方式等の方法で算定した価格等が該当する（法基通 2-3-33）。

また、企業会計においても、こうした算定方法による価格が、債券の時価として認められている（金融商品会計実務指針 61・265）。

こうした算定方法による価格が、償還有価証券の時価として取り扱われる点については、後述する市場価格のない株式の時価との関係が問題となる。すなわち、市場価格のない株式の価値について、近年、様々な算定モデルが編み出されているが、こうした算定モデルは、多分に将来を予測した見積り要素を含むことから、租税法では、その客観性・信頼性につき問題が残されている。さらに、法人税法における時価法との関係では、こうした算定モデルにより求められる市場価格のない株式の価値と帳簿価額との差額は、客観性と確実性を有する実体的な利益であるとは、言い難いと考えられる。

一方、償還有価証券の場合は、市場価格のない株式の価値を算定する場合と比較すれば、不確定な見積り要素の入る余地が少ないといえ、一定の理論価格方式による価格を償還有価証券の時価と取り扱って差し支えないものと考えられる。いずれにしても、信頼性における価格が算出されるのかどうかという点に関し、技術面でのいっそうの検討が望まれる問題である。

## (2) その他の有価証券

償還有価証券以外のその他の売買目的有価証券とは、具体的には、非上場株式等のような市場価格のない株式等が該当する。

非上場株式等のような市場価格のない株式等は、通常、事業投資目的で取得され、売買目的有価証券に区分される場面は少ないものと考えられるが、一時的に短期売買を目的で取得することもあり得る。しかしながら、以下の第3節の「3」で後述するとおり、市場価格のない株式は、時価法の対象とすべきではないと考える。この点につき、現行法は、売買目的有価証券の時価評価金額について、市場価格のない有価証券で償還有価証券以外のものについては、期末時の帳簿価額により評価する旨を定めることにより（法税令 119 の 13 四口）、問題の解決を図っている。

## 第3節 売買目的外有価証券

### 1. 売買目的外有価証券の区分

法人税法では、前述の売買目的有価証券以外の有価証券を売買目的外有価証券と定義し（法税 61 の 3①二）、売買目的外有価証券については、満期保有目的等有価証券とその他有価証券に区分されている（法税令 119 の 2②）。そして、満期保有目的等有価証券は、償還期限の定めのある有価証券で一定のものとして企業支配目的の株式とに区分される（法税令 119 の 2②一）。

このような売買目的外有価証券については、原則として、原価法によって期末評価が行われる（法税 61 の 3①二）のであるが、売買目的外有価証券の

内容によって、以下に掲げるような問題がある。また、このような有価証券の期末評価において、第2章第3節で述べたように、企業会計において有価証券の時価評価が幅広く行われるようになった時に、法人税法上もそれに同調すべきか否かという問題も生じ得る。

## 2. 企業支配目的の株式

法人税法上、企業支配目的の株式は、売買目的有価証券に該当しないこととしている（法税令119の12、119の2②二）が、こうした株式は、他企業への影響力の行使等を目的として保有する株式であることから、企業の事業活動の区分としては、金融投資活動というよりも、その性質は、事業投資活動に類似するものといえる。投機目的の有価証券投資に時価法が妥当するのは、当該有価証券の保有利得は、それを保有しているという事実により、市場価格の変動の都度、客観性および確実性の各要件を満たす実体的な利益として発生しているといえるからである。これに対し、企業支配目的の株式の場合、仮に、当該株式の市場価格が増加したとしても、その評価益相当額が客観性・確実性を満たす利益とは言い難いため、当該株式を譲渡する等、対外的な取引がない限りは、当該評価益相当額に課税すべきではないと考えられる。したがって、企業支配を目的として保有する株式については、今後とも取得原価によって評価すべきであり、時価法の適用対象範囲からは除外される必要がある。

なお、企業支配を目的として保有する株式かどうかについては、一種の外形基準によるべきであり、具体的には、株式保有割合により画一的に取扱うべきであると考えられる。現行法においては、法人の特殊関係株主等が当該法人の発行済株式総数の20%以上を有している場合の当該株式と規定されており、これは、企業会計上の関連会社株式の定義ともほぼ一致しており、妥当な区分であると考えられる。

もっとも、全面時価会計を提言するJWGドラフト基準においても、一定の子会社株式等についてはその適用対象範囲から除かれているから、今後、企

業支配目的の株式につき時価評価が問題となる場面は少ないものと考えられる。

### 3. その他有価証券

売買目的外有価証券のうち、その他有価証券に区分されるものには、取引所売買有価証券等のように市場価格のある有価証券と、非上場株式のように市場価格のない有価証券の双方が含まれる。その他有価証券のうち、市場価格のない有価証券については、企業支配目的の株式と同様、時価法の対象にはなり得ないと考えられる。

非上場株式等の時価の問題は、第3章第4節で既に述べた。すなわち、近年、ファイナンス理論の発展等により、活発な市場の存在しない株式についても、その価値を推定するための様々な算定モデルが開発されている。こうした算定モデルによって導き出される株式の価値は、多分に将来を予測した見積り要素を含むことから、租税法におけるこうした算定モデルの導入については、その客観性や信頼性につき、十分な検討が必要となる。そして、時価評価益の課税という面に限れば、こうした算定モデルによる時価は採用し難い。なぜなら、その価額が市場において客観的に明らかでない株式に係る価値増減については、保有しているという事実の経過に応じて客観性・確実性をもって発生しているということができず、当該株式を譲渡する等、対外的な取引があった時点において、はじめてその譲渡損益を客観性・確実性のある利益（又は損失）として認識することができるものだからである。つまり、時価評価損益を認識する資産とは、自由な取引市場における客観的な交換価格の得られるものに限られるのであり、市場価格のない株式については時価法の対象外になるというべきである。

全面時価会計を提言するJWGドラフト基準では、市場価格のない株式であっても、原則として、一定の信頼性におけるプライシングモデルにより算定された価額による時価評価の可能性を示唆している。しかしながら、仮に、金融商品会計基準において、市場価格のない株式が時価評価の対象とされ、

その評価差額を当期の損益に計上することとなったとしても、当面の間は、法人税の所得計算においては、時価法の対象外とすべきと考える。なぜなら、この点は時価の算定とも密接な関連を有する問題であり、客観性と確実性を要請される租税法においては、「時価」の客観性確保に関しては、企業会計以上に慎重な姿勢が求められると考えられるからである。

## 第4節 資産の評価損益規定との関係

### 1. 資産の評価益との関係

最後に、有価証券の時価評価課税に関連して、資産の評価損益規定との関係についても若干触れておきたい。

資産の評価益に関しては、法人税法第25条第2項において、資産の評価益の益金不算入の原則の例外規定として、会社更生法等の規定による更生計画認可の決定があったことに伴い計上する評価益等について、益金の額に算入することとされている。

この例外規定は、第1章第2節で述べたとおり、他の法令の規定により評価損益の計上を義務付けられていることや、評価益を計上する場面が会社更生や組織変更など、ゴーイングコンサーンである会社にあつて、ある一定のタイミングをもって評価益が実現したものと擬制することができる場面であること等を考慮したものである。つまり、売買目的有価証券の期末時価評価のように単に保有を続けている場合とは、場面が異なる。したがって、これらの規定は、他法令との平仄をどのように計っていくべきかという別の観点からの検討を要する問題である。

### 2. 資産の評価損との関係

資産の評価損につき、法人税法第33条第2項は、資産の評価損の損金不算入の原則の例外規定として、法人の有する資産につき災害による著しい損傷等一定の事実が生じたことにより、当該資産の価額がその帳簿価額を下るこ

となった場合に、評価損の損金算入を認める規定である（法税 33②）。「一定の事実」には、会社更生法等の規定による評価換え等と、物理的損傷や陳腐化に伴う評価損等が掲げられており、前者の規定の趣旨は、前述の資産の評価益と同様である。

一方、後者の評価損の損金算入については、第 1 章第 3 節において述べたとおり、取得原価主義の下で、保有資産について生じた回復不能の減損を実現した損失として認めていこうとする趣旨の規定である。そもそも資産の評価損は、時価評価課税とは全く異なる性格のものである。時価評価課税は期末に保有する資産の価値増減を課税所得の計算において所得プラス又はマイナスとして捉える概念であるが、資産の評価損は資産の費用化をどの時点で行うか、というものである。具体的には、一定の事実に基づき評価損を計上して、その後その資産の資産価値が上昇してもその評価益は課税されないのである。資産の評価損の規定も、実現主義の考え方の一環として、時価評価課税とは別に並存させるべきではあるだろうが、その範囲については、従来どおり、ある程度、限定的に律していくべきであると考えている。

ただし、昨今の日本の経済状況や地価の下落動向を踏まえ、企業会計審議会が平成 14 年 8 月 9 日に公表した「固定資産の減損に係る会計基準」による取扱いとの平仄を考慮すれば、評価損の計上事由につき、解釈・立法両面から再検討する余地は残されているといえる<sup>(105)</sup>。

### 3. 時価をめぐる問題点

資産の評価損益規定と、有価証券の期末時価評価規定とに共通するのは、具体的な「時価」の評価に関する問題である<sup>(106)</sup>。

資産の評価損を計上する場合の「……当該資産の価額」（時価）の意義につ

(105) 品川芳宣「減損会計基準の設定と税務」税経通信 57 卷 15 号 17 頁（2002）。

(106) 時価の問題については、品川芳宣「資産デフレ下の時価の考え方」税経通信 53 卷 13 号 80 頁以下（1998）、同「含み益、含み損に関する法人税の課題」税経通信 54 卷 7 号 17 頁以下（1999）参照。

いて、法人税基本通達は、「当該資産が使用収益されたものとしてその時に  
いて譲渡される場合に通常付される価額」と定め(法基通9-1-3)、さらに、  
各資産ごとに若干の規定をおいているが(法基通9-1-14等)、第1章第3  
節でも触れたとおり、実務上疑義が生じる場面も多い。

一方、法人税法における時価法の適用範囲について、制度面からの検討を  
行うに際しても、「時価」がいかに適切に評価できるのかという点は、重要な  
メルクマールとなる。また、それぞれの制度における「時価」の評価方法の  
関連づけも問題となる。さらに、相続税における財産評価等、他の税法にお  
ける取扱いとのバランスも考慮する必要がある。

企業会計においても、減損会計の定着の状況や金融商品の時価評価の拡大  
の動向によっては、さらなる時価主義の台頭も予想されるところである。

本稿においては、「時価」の内容について、直接の研究目的とはしなかった  
ので、その具体的な検討は行わなかった。しかし、「時価」の評価の問題は、  
公平な課税の要請の観点からも、また、課税実務においても、重要な問題で  
あるので、今後の検討課題としたい。

## おわりに

本稿においては、近年、時価会計を拡大しようとする動きがみられる状況下で、法人税法上、時価法をどの範囲まで採用すべきかという問題を検討した。現行法人税法では、所得計算において、実現主義及び取得原価主義を基調としながらも、一部分の資産について例外的に時価法を採用しているが、その理論的根拠はどこにあるのか、また、時価評価する資産と取得原価により評価する資産とを区分するメルクマールをどこに求めるのかといった問題について、有価証券の時価評価の論拠を会計理論と租税理論の両面から検討した。

まず、事業投資活動は実現主義、金融投資活動は発生主義（時価法）といった二系統による課税所得の認識構造のモデルを示すことにより、実現主義を基調とする現行法人税法の所得計算構造における時価法の根拠を論じた。すなわち、法人の稼得する利得が課税適状となるのは、その成立の確実性とその金額の客観性の各要件を満たした時点であるとし、製造・販売などの事業投資活動により稼得される利得と、デリバティブ取引などの金融投資活動により稼得される利得とでは、その発生形態が異なるため、課税適状となるタイミングが異なるのである。そして、事業投資活動により稼得される利得は、販売等の対外的取引を待ってはじめて、確実性・客観性の各要件を満たすことから、実現主義による認識が妥当する。一方、金融投資活動より稼得される利得は、譲渡等のような対外的実現を待たずとも、時間の経過等に応じて、客観性・確実性の各要件を満たすことから、発生主義（時価法）による認識が妥当する。この二つの系統による所得計算構造は、純資産増加説による所得概念になるべく忠実で、かつ、現実的な所得計算の仕組みとして併存しているのである。

その上で、従来、実現主義が適用されていた有価証券の保有利得のうち、投機目的の有価証券投資に係る市場価格の変動差額は、上記区分によれば、金融投資活動による利得に該当し、市場価格の変動の都度、実体的な利益として、客観性・確実性の各要件を満たしていると認められる。したがって、投機目的の有価証券投資による利得については、本来的に、時価法が妥当することを述



べた。また、外形的に同じ有価証券であっても、その実態に応じて時価法の適用対象範囲から除くべきものについての根拠を述べた。

そして、以上の考察を踏まえ、現行規定の検証を行うとともに、将来的に時価会計が拡大した場合の有価証券の時価評価課税のあり方についての私見を述べた。

翻って、所得計算の基本的定めをおく法人税法第22条は、収益と費用（原価）との対応関係による損益法的な所得の計算方法を定めている。しかし、企業の事業活動における金融取引の比重が増加してきている現状において、法人税の所得計算全般に関し、時価法のような財産法的な考え方がより重要性を増してくるものと考えられる。このため、所得計算の基本的定めを置く法人税法第22条についても、将来的には、収益と費用（原価）との対応関係による損益法的な所得の計算方法だけでなく、財産法的な所得計算方法も取り入れた新たな規定の構築を再検討する余地があろう。

さて、個々の資産につき時価法をどこまで採用するかは、結局のところ、資産の性質、執行上の便宜性、租税歳入の安定性等の様々な観点からの検討を踏まえて決定されていくべきものであろうが、所得計算全体の基本的枠組みを意識せずに個々の資産ごとの対応を検討するだけでは、果たして法人税法において把握される課税所得は非常にあいまいなものになってしまう恐れがある。本稿において示した二系統の所得計算構造に関しては、概念的・抽象的過ぎるという批判もあろうが、今後どのような税制改正が行われるにしても、法人税法における所得計算全体の枠組みを常に意識する必要はあろうし、そのための一つの材料として本稿において示した区分も意義があるものとする。本稿においては、有価証券に限定して検討してきたが、この二系統の所得計算構造という枠組みで考えた場合の有価証券以外の資産への時価法の適用の是非についても、今後の検討課題として、さらに研究していきたい。

また、本稿は、所得計算方式としての時価法の論拠を探ることを直接の目的としたため、「時価」の内容についての具体的な検討は行わなかった。しかしながら、法人税法における時価法の適用範囲に関連して、「時価」をいかに適切に

評価するの点という点は、公平な課税の観点から、また、課税実務の面からも、重要な問題であるので、これについても、今後の検討課題としたい。